

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
1	業務委託仕様書	-	-	(別紙1参照)	(別紙1参照)	(別紙2参照)
2	業務委託仕様書	1	3(1)賃貸業務 ①本設備の設計及び製作業務 平成30年度11月1日から 平成32年11月30日	本設備の設計及び製作に関する支払条件を併せて御記載いただければ幸いです。	本設備の製造者の資金繰りに影響致しますので、明確化をお願い致します。	賃貸業務の費用は、本設備「SDC1000HM1」の費用、本設備の設計製作に係る業務の費用及び本設備のリース業務の費用を合算し、これにリース期間に合わせたリース料率での経費を上乗せして検収以降の契約期間で分割します。これを賃貸料金として各年度末に集計して支払うこととなります。 付属施設のリース業務の費用の支払い条件も同様です。 調達仕様書案の記載どおりとします。
3	業務委託仕様書	1	3(1)②本設備のリース業務	・対象箇所 …検収日及び返還日については、内閣府と協議の上決定する。 ・代替案 (具体的な検収日を記載頂く)	検収日(引渡日)の具体的な日付の記載がありません。検収日が決まらなると引渡しまでの保管費用が算出できません。また、賃貸料の起算日としても必要な情報ですので、検収日については仮でも構いませんので具体的な日付を追記頂きます様お願い致します。	「本設備の設計及び製作業務」は、誤解を生じるため「本設備の設計製作に係る業務」に改めます。3(1)①本設備の設計製作に係る業務の実施期間を「契約締結日から平成32年12月31日まで」 3(1)②本設備のリース業務の実施期間を「平成33年1月1日から平成35年3月31日まで」に修正します。 また、3(1)③付属施設のリース業務の実施期間を「平成33年4月1日から平成35年3月31日まで」に修正します。
4	業務委託仕様書	2	5対象業務 (1)賃貸業務	欧州にて実施される本設備の総合作動試験が完了した後、本設備の引渡し場所である日本国内指定倉庫までの国際輸送が、①本設備の設計及び製作業務に含まれるのか、又は②本設備のリース業務に含まれるのか明確化をお願い致します。	本設備の製造者の納期管理に影響いたしますので、明確化をお願い致します。	本設備の引渡し場所である内閣府指定の日本国内倉庫までの国際輸送が、本設備「SDC1000HM1」の費用に含まれており、製造者が実施します。 御意見を踏まえ、明確とするよう修正します。
5	業務委託仕様書	2	5(2)②i) 5(2)②ii)保守管理業務	・対象箇所 整備保管基地における休止期間中の本設備のオーバーホール 整備保管基地における休止期間にむけた本設備への措置(以下「レイアップ」という。) ・代替案 (仕様書に反映いただく)	「オーバーホール」「レイアップ」については、別紙13を拝見してもそれぞれの定義、違い、具体的な内容を十分には把握できません。これらについて、追記頂きます様お願い致します。	P10 8(2)②及びP21 9(2)②に記載されています。詳細な内容を確認する必要があります場合は、製造者に問い合わせてください。 またオーバーホールとレイアップは、機能保証を担保するための条件であることから製造者が実施することとしています。御意見を踏まえ、より明確にするよう修正します。
6	業務委託仕様書	2	5(2)①②「消耗品の準備」	・対象箇所 ①運転等業務 v)当該業務に必要な発電機、ユーティリティ及び消耗品の準備 ②保守管理業務 iii)当該業務に必要な消耗品の準備 ・代替案 (整備保管基地概要、付帯設備等を記載いただく)	保守管理業務には、発電機、ユーティリティの準備が求められていませんが、整備保管基地には電源、ユーティリティの支給が有るという理解でよろしいでしょうか。その他、テント、換気設備の有無も不明ですので、整備基地の概要を明記願います。	整備保管基地の保守管理においては、保守管理に必要な揚程機能、負圧機能、電源及びユーティリティについては内閣府の支給となります。 なお、保守管理業務については受託者に求める業務と製造者に求めている業務が混在していたため、受託者に求める業務を「保守管理に係る業務」、製造者に求める業務を「保守管理」とします。
7	業務委託仕様書	3	6(2) 受託者の対象外となる業務	6(2)に、 ①処理対象物の受入・開梱・検知業務 ②受入・開梱・検知業務実施に必要な計画を追加。	化学砲弾の受入・開梱・検知業務の安全性確保、特に太原に保管されている信管付砲弾の安全な作業の実施	調達仕様書案における受入、開梱及び検知作業においては、従来の応急的的安全性措置を求めておらず、本設備による処理運転と危険度は同等であると考えます。 また、P7 6(6)本事業においては、別発注にて同業務を実施する際に求めている要件同等の砲弾の取り扱いに関する知識と経験を有する運転要員を配置することとしており、受託者にはこの運転要員を活用して処理対象物の受入、開梱及び検知作業を実施することを求めています。 なお、求めている砲弾とは化学砲弾を考慮しており、明確にするよう修正します。
8	業務委託仕様書	3	6対象外業務	処理場の外周フェンスの設置は対象外と考えてよいですか。	-	処理場の外周フェンスの設置は、対象外業務です。 調達仕様書案の記載どおりとします。
9	業務委託仕様書	3	6対象外業務 (1)内閣府が別途発注する関連業務 ③ヒ素含有有害廃棄物の最終処分業務	「ヒ素含有」以外の有害廃棄物の最終処分も(1)内閣府が別途発注する関連業務に御記載頂ければ幸いです。	中国国内での有害廃棄物最終処分は政府間事項と存じます。	現時点で別途発注を計画している業務について記載したものです。 調達仕様書案の記載どおりとします。
10	業務委託仕様書	3	7実施体制	・対象箇所 「専任」の期間について ・代替案 (それぞれの要員の専任期間について明記いただく、または「専任」を「配置」に変更していただく)	①リース業務と委託業務は実施期間が異なります。各要員は契約期間中常時専任である必要はないと存じますので、専任期間を明記願います。 ②(7)項「費用等の精算」の記載のように現地業務以外の精算は認められていませんので、委託業務に係る要員の専任期間は、現地の業務実施期間のみとして、国内業務は対象外であることが分かるように記載頂くか、「専任」ではなく「配置」に修正頂きます様お願い致します。	本事業で専任を求める要員については、主として本業務に従事し、本業務に支障を生じさせないことと定義します。また、配置時期については協議によるものとします。 明確にするよう修正します。
11	業務委託仕様書	3	7(1)①業務管理者の配置	・対象箇所 受託者は、賃貸業務及び委託業務の管理及び統括を行う業務管理者を専任し、配置すること。 ・代替案 <修正案> 受託者は、賃貸業務ならびに委託業務の管理及び統括を行う業務管理者を各々専任し、配置すること。	賃貸業務と委託業務では業務管理者の専門性が異なりますので、賃貸業務開始後に交替できる旨を記載願います。	業務管理者には、賃貸業務及び委託業務の管理、統括することを要求しています。また、専門性については、業務全体を管理統括する立場としての専門性を要求することを明確にするよう修正します。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
12	業務委託仕様書	3	7(2)①設計製作責任者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 受託者は、設計製作責任者を配置すること。設計製作責任者は専任とし、専門性を有する要員を配置して業務を実施すること。なお、設計製作責任者は本設備の製造者（ダイナセーフ社又はその関連グループ企業）とする。</li> <li>・代替案 &lt;修正案&gt; 受託者は、設計製作責任者を配置すること。設計製作責任者は専任とし、専門性を有する要員を配置して業務を実施すること。なお、設計製作責任者は本設備の製造者（ダイナセーフ社又はその関連グループ企業）とする。</li> </ul>	<p>本設備には「ユーティリティ設備」、「化学剤連続モニタリング設備」や「処理テナント」が含まれますので、弊社が本業務を受託した場合、設計製作を行う製造者は、ダイナセーフ社又はその関連グループ企業に限りません。</p> <p>また、受託者は、本契約全体の品質保証を負っていますので、設計製作責任者は第三者の製造者ではなく受託者の要員を配置すべきではないではないかと思料いたします。</p>	<p>「用役設備（発電機を除く。）」、「化学剤連続モニタリング設備」、「処理テナント」については「SDC1000 HM1」に含めていますが、より明確にするよう修正します。</p> <p>また、品質保証については、製造者が実施する品質保証を受託者に求めるものではありません。ただし、受託者は製造者が実施する品質保証活動の実施状況を確認すること。</p>
13	業務委託仕様書	4	7実施体制 (2)設計製作責任者の配置 「設計製作責任者は本設備の製造者（ダイナセーフ社又はその関連グループ企業とする。）」	<p>製造者の設計製作責任者が、受託者に向う必要があるか否かにつきまして、御記載頂ければ幸いです。</p>	<p>製造者は、受託者のコンソーシアムメンバーとなる必要があるのか、下請企業であるのか、又は再委託先であるのかについて不明点がございしますので、明確化をお願い致します。</p>	<p>製造者がコンソーシアムメンバーになることは可能ですが、必ずしもその必要はありません。また、製造者は下請企業、再委託先ではありません。ただし、運転等業務においてそれらに指定することは可能です。</p>
14	業務委託仕様書	4	7(4)及び 7(5)処理業務責任者の配置、 配置要員の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 実務経験3年</li> <li>・代替案 (実務経験を3年から1年にする、または3年未満でも監督職員の承認があれば配置可能として頂く。)</li> </ul>	<p>当該業務の実務経験3年以上を有する者は、老朽化化学兵器及び遺棄化学兵器処理事業の特殊性や事業年数の短さから、極めて限られた人数しか当社に在籍しておりません。応札可否にさえ影響する規定のため、実務経験要件の再検討をお願い致します。</p>	<p>処理業務責任者については、処理場における責任者と考えています。総合的技術管理を行うため、実務経験3年以上を有する者を要求しています。調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
15	業務委託仕様書	5	7(5)①ii (工事主任の資格)	<p>プラントの設置工事ではないのに、1級建築施工管理技士、1級管工事施工管理技士の資格は必要ですか。</p>	-	<p>資格を記載することで、工事主任に求める技能のレベルを明確にしています。調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
16	業務委託仕様書	6	7(5)配置要員の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ⑤技術管理者 …製造者とも運転状況等の情報を共有し本設備の不具合の防止に努め…</li> <li>・代替案 (本規定を削除いただく)</li> </ul>	<p>受託者は必要に応じて機器メーカーと運転状況の情報を共有することはありませんが、なかには受託者のノウハウの蓄積に繋がる内容などは他社と情報共有するものではありません。そのため、仕様書で製造者との情報共有を規定する記述は削除願います。</p>	<p>本業務は委託業務であり、本業務で得られた知識や技術情報等は内閣府に帰属します。発注者である内閣府においては、安全かつ円滑に事業を進めるためにも情報の共有は重要と考えます。調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
17	業務委託仕様書	6	7(5)配置要員の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ⑥モニタリング管理主任 i) 試運転、処理運転及び2次処理業務期間においては…</li> <li>・代替案 &lt;修正案&gt; 試運転、処理運転、2次処理及び除去業務期間においては…</li> </ul>	<p>モニタリング管理主任は除去業務期間も配置する必要が有りますので追記をお願い致します。</p>	<p>貴見のとおりです。除去業務も含まれることから、その他関連する箇所についても明確にするよう修正します。</p>
18	業務委託仕様書	7	7実施体制 (6)委託業務における配置要員	<p>建機運転者、据付又は解体作業員など実際の作業に必要な要員の人数も御指定あれば、併せて御記載頂ければ幸いです。</p>	<p>実際の作業員の要員費精算方法に不明箇所がございますので、明確化をお願い致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、設置・撤去作業員（8名）について追記します。</p> <p>なお、設置・撤去作業員については、他の要員の指示のもとで作業する現地作業員を想定しています。また、クレーン等のオペレーターは含まれていません。</p>
19	業務委託仕様書	7	7(6)委託業務における配置要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ①xi) 運転・通訳担当</li> <li>・代替案 (従来にない要員名のため業務内容を追記いただく)</li> </ul>	<p>運転・通訳担当という要員の具体的な業務内容についてどのように想定されているかご教示頂けませんでしょうか。当該記載では、英語なのか中国語なのか判断できませんし、当該要員に語学スキルが必要かどうかも判断できません。</p>	<p>処理運転主任の補佐としての役割を想定しています。相応の専門性（専門用語の理解含む。）と作業の現場において、中国語との正確な逐次通訳が可能なたとします。また、受入、開梱及び検知作業における現場通訳も担当します。明確にするよう修正します。</p>
20	業務委託仕様書	7	7(6)委託業務における配置要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 受託者は安全と品質のために、要員（専門家）を配置し、処理業務責任者の下、以下の人数で各業務を実施すること。</li> <li>・代替案 (人数及び要員構成の規定を削除いただく)</li> </ul>	<p>仕様書に規定の人数及び要員構成で業務を実施できない場合や期間内に業務を終えられない場合、契約不履行になる恐れがあるだけでなく、上限付実績精算の仕組み上、受託者が追加費用を負担せざるを得ません。</p> <p>要員数及び要員構成の指定は、応札可否検討の上で大きなネックとなりますので、再検討頂きたいと思料致します。</p>	<p>委託業務における配置要員については、実績、諸条件及び本設備の性能（スペック）を基に人員体制を構築しています。ただし、実施人数については、受託者側により要員の安全性が確保できないなどの判断がある場合はこの限りではありません。</p> <p>御意見を踏まえ、要員体制を明確にするよう修正します。</p>
21	業務委託仕様書	8	7(7)費用等の精算	<p>派遣、帰国などの費用（移動日の日当）は請求できないのですか。</p>	-	<p>移動日については、要員に業務を委託していないことから精算対象外としています。貴社の判断により、別途経費として計上してください。調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
22	業務委託仕様書	8	7実施体制 (7)費用の精算	<p>①委託業務に係る「プロジェクト管理」は、本設備のリース業務に含まれるのではないのでしょうか？ ②移動日の要員費は、本設備のリース業務に含まれるのではないのでしょうか？</p>	<p>費用精算方法に不明箇所がございますので、明確化をお願い致します。</p>	<p>①プロジェクト管理費は、賃貸業務に含めるものとするよう修正します。なお、本設備は再設計等の不要な設備であることから、本設備の再リースにより契約を継続する場合には、再度プロジェクト管理費等を計上することは認められません。</p> <p>②精算対象外であることから、貴社の判断により、別途経費として計上してください。</p>

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
23	業務委託仕様書	8	7.(6)②、(注記)費用等の精算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 処理運転期間の加熱燃焼炉の待機運転（保温等）については、24時間監視を実施するものとし、制御室要員2名を配置すること。</li> <li>・代替案 ①（当社の認識でよければ修正・追記頂く必要はありません） ②（人数の指定を削除いただく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①24時間監視は労務管理上、2交替ではなく3交替の認識です。</li> <li>②夜間の現場点検は運転室に最低1名、現場は最低2名（1人作業は行いません）が必要です。</li> </ul>	<p>処理運転期間の加熱燃焼炉の待機運転については、当直ではなく、宿直を想定しており、配置要員の中から2名を業務実施時間外に配置（基本的に日曜日の夜から土曜日の朝まで）させることを想定しています。</p> <p>宿直費用については、宿直手当として一律単価による精算とします。</p> <p>なお、要員配置及び配置人数については、今後の日中協議等により変更される場合があります。</p> <p>明確にするよう修正します。</p>
24	業務委託仕様書	8	7(7)②③費用等の精算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ②委託業務に係わる要員費の精算対象は上記(3)～(6)で定められた要員とする。</li> <li>・…なお、移動日の要員費については精算対象としない。</li> <li>③委託業務の精算対象となる要員費は、0.5日単位（勤務時間4時間以上）で精算する。</li> <li>・代替案 ①&lt;修正案&gt; 上記(1)及び(3)～(6) ②（当該項目を削除いただく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上記(1)の業務管理者は、委託業務期間中も配置が求められていますので、国内業務を精算対象にして頂く必要があります。</li> <li>②移動日は、中国での本業務実施のために不可欠な拘束日です。勤務時間についても、要員は本業務のために中国現地に赴任しているため、仮に半日しか業務しない場合でも、他の業務に従事することができません。</li> <li>メーカーS/Vなどは、移動日や半日作業日もアブセンスフィーとして1日分の要員費用を請求し、発注者はそれを認めて支払うのが一般的です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①業務管理者については、委託業務の精算対象外です。貴社の判断により、別途経費として計上してください。</li> <li>②委託業務として精算対象となる要員について記載しています。移動日については、要員に業務を委託していないことから精算対象外としています。貴社の判断により、別途経費として計上してください。</li> <li>調達仕様書案の記載とおりとします。</li> </ul>
25	業務委託仕様書	8	7(7)④費用等の精算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 上記5(2)②保守管理業務については、要員数及び消耗品数量が一定であることから、オーバーホール、レイアップの実施回数で精算する。</li> <li>・代替案 ④項を削除いただく</li> </ul>	<p>要員数及び消耗品数量が一定とありますが、設備の状況によっては必ずしも一定ではないと考えます。</p>	<p>製造者が実施するオーバーホールは、要員数、消耗品数量、日数など実施内容に拘わらず定額であり、回数で精算することとしています。</p> <p>御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。</p>
26	業務委託仕様書	9	7(8)運転業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 受託者は第一処理場においては、試運転、処理運転及び二次処理業務の実施期間中、製造者から派遣されている技術者（2名）を配置すること。</li> <li>・代替案 ①②③について追記いただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①製造者から派遣される技術者（2名）は現場常駐となりますので、費用精算対象になる旨、仕様書に明記願います。</li> <li>②製造者は、移動日や半日勤務日もアブセンスフィーとして1日分を請求する可能性が高いので、7(7)②の規定の削除をお願い致します。</li> <li>③第2処理場以降の配置の要否が不明瞭ですので、不要な場合は、その旨を明記願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①御意見を踏まえ、技術者（2名）についても精算対象とするように修正します。また、併せて、7実施体制の記載についても修正します。</li> <li>②製造者の技術者についても他の配置要員の精算方法と同様とします。</li> <li>③第二処理場以降については、技術者の配置は求めていません。</li> </ul>
27	業務委託仕様書	9	7(9)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ③処理場においては、すべての要員が日本語または中国語での緊急放送を理解し、避難ができるレベル以上の体制とすること。</li> <li>・代替案 （日本語・中国語が理解できなくても意思疎通が出来れば問題無い旨、追記いただく）</li> </ul>	<p>製造者、海外メーカーS/V等は日本語も中国語も理解できませんので、受託者は本規定を遵守することができません。日本人が速やかに英語等で伝達することも可として頂きたいお願い致します。</p>	<p>緊急時には、日本語または中国語での緊急放送を実施することとしています。貴社においてその他の言語での放送が必要と判断される場合は、貴社の責において準備するなど対応して下さい。</p> <p>調達仕様書案の記載とおりとします。</p>
28	業務委託仕様書	9	8(1)①本設備の設計及び製作業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 （前略）また、本設備の運転等及び保守管理に必要なマニュアルを提出すること。</li> <li>・代替案 （当該項目の削除）</li> </ul>	<p>受託者の提出図書は、各種マニュアルに基づいた計画書と要領書の提出である旨、本仕様書の後段で規定されています。各種マニュアルは企業ノウハウに関わる内容を含みますので、従来通り、計画書と要領書を提出物として、マニュアルの提出は不要として頂きたいご検討願います。</p>	<p>製造者に受託者が実施する運転等業務に係る各種マニュアルを作成することを要求しています。受託者には各種マニュアルを基に計画書と要領書を作成することを要求しています。</p> <p>明確にするよう修正します。</p>
29	業務委託仕様書	9	8(1)①ii)本設備の設計及び製作業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 a) 受託者は、監督職員立会いのもと、本設備の総合動試験を実施する。 b) 総合動試験の実施場所については、欧州で実施する。詳細な実施場所は別途、協議により決定する。</li> <li>・代替案 &lt;修正案&gt; a) 受託者は、監督職員立会いのもと、SDC1000-HM1の総合動試験を実施する。SDC1000-HM1以外の化学剤連続モニタリング設備、ユーティリティ設備、給電設備他は個別の単体作動試験を国内あるいは中国で実施する。 b) SDC1000-HM1の総合動試験の実施場所については、欧州で実施する。詳細な実施場所は別途、協議により決定する。</li> </ul>	<p>SDC1000-HM1の総合動試験は欧州で実施しますが、SDC1000-HM1以外の化学剤連続モニタリング設備、ユーティリティ設備、給電設備他は、国内あるいは中国で製作することを検討していますので、SDC1000-HM1以外の設備については国内あるいは中国での単体作動試験等の実施と致したく、仕様書の変更をお願い致します。</p>	<p>「用役設備（発電機を除く。）」、「化学剤連続モニタリング設備」、「処理テナント」については「SDC1000 HM1」に含めていますが、より明確にするよう修正します。</p> <p>なお、給電設備（発電機）は本設備に含まれていません。</p>
30	業務委託仕様書	9	8(1)②本設備のリース業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 -</li> <li>・代替案 &lt;修正案&gt; ii) リース物件借受証の発行 発注者は、上記i)における検収後、リース物件借受証を受託者に対して発行する。</li> </ul>	<p>リース物件借受証の発行に関する規定がございますので、追記が必要かと存じます。</p>	<p>契約書の「本設備及び付属施設の引渡し」条項に記載されます。</p>
31	業務委託仕様書	9	8(1)②本設備のリース業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象箇所 ii) 機能保証 機能保証期間はリース開始後12年とする。</li> <li>・代替案 （仕様書に反映いただく）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「機能保証」という用語の定義について、弊社は別契約でお示し頂きましたが、契約が異なりますので、仕様書上に具体的に明記頂きたいお願い致します。</li> <li>②本設備には、ユーティリティ設備、化学剤連続モニタリング設備やテナントも含まれておりますが、これらの設備や機器も12年間の機能保証の対象となるのでしょうか。もしそうであれば、各メーカーに12年の機能保証に必要な予備品類を求めめる必要があり、見積積算にも影響致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機能保証とは、製造者が本設備の性能及び本設備を構成する全ての機器の材料の健全性、動作、機能等を保証することを意味します。</li> <li>機能保証について明確になるように修正します。</li> <li>②「用役設備（発電機を除く。）」、「化学剤連続モニタリング設備」、「処理テナント」については「SDC1000 HM1」に含めていますが、より明確にするよう修正します。機能保証の対象となります。</li> </ul>

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
32	業務委託仕様書	9	8(1)②本設備のリース業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所</li> <li>iii) 再リース</li> <li>…再リース経費として、再リース期間における保守管理に必要な費用は内閣府が負担する。</li> <li>代替案 (仕様書に反映いただく)</li> </ul>	12年間の機能保証に必要な費用は当初契約に含めるものと理解しておりますが、12年間の機能保証に必要な予備品・消耗品と、保守管理に必要な(契約期間中の)予備品・消耗品との区分けが明確とはなっておりません。見積積算に影響するため、具体的な物品または考え方をご教示願います。	本設備の機能保証は製造者により、12年間担保されており、別途経費を見込む必要はありません。また、製造者が実施する保守管理については、全ての経費(人件費、旅費、消耗品等)を含み1回あたりの定額であることから、製造者の見積もりにより、所定の回数を見込んで下さい。調達仕様書案の記載どおりとします。
33	業務委託仕様書	10	8(2)①ii) C) 処理対象物及び保管廃棄物の受入・開梱・検知業務	8(2)①ii) C) 「処理対象物及び」を削除し、「保管廃棄物の受入・開梱・検知業務」とする。	化学砲弾の受入・開梱・検知業務の安全性確保、特に太原に保管されている信管付砲弾の安全な作業の実施	P7 6(6)に本事業においては、別発注にて同業務を実施する際に求めている要件同等の砲弾の取り扱いに関する知識と経験を有する者を配置することとしており、従来通りの安全性を確保しています。また、信管付砲弾については、1発ずつの取扱いを想定しており、受入、開梱及び検知作業の安全性を確保することとしています。しかしながら、受入、開梱及び検知作業の実施の可否や処置方法などについては、受託者と発注者との協議によるものとしており、安全性が確保されることが前提となります。明確にするよう修正します。
34	業務委託仕様書	10	8実施要件(2)委託業務②保守管理業務は、リース開始後12年間の機能保証を担保するため、本設備の製造者が実施すること。	製造者に対して再委託が認められる旨、御記載頂ければ幸いです。	製造者は、受託者のコンソーシアムメンバーとなる必要があるのか、下請企業であるのか、又は再委託先であるのかについて不明点がございしますので、明確化をお願い致します。	製造者がコンソーシアムメンバーになることは可能ですが、必ずしもその必要はありません。また、製造者は下請企業、再委託先ではありません。ただし、運転等業務においてそれらに指定することは可能です。調達仕様書案の記載どおりとします。
35	業務委託仕様書	10	8(2)① i) 運転等業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所</li> <li>c) 処理対象物及び保管廃棄物の受入・開梱・検知業務</li> <li>代替案 (当該業務を所掌外としていただく)</li> </ul>	処理対象物に関する受入・開梱・検知業務は、危険度が高く、専門性を有する業務であり、当社としてはできません。当該業務は受託者の所掌外として頂きたくお願い致します。	調達仕様書案における受入、開梱及び検知作業においては、従来の應急的安全化措置を求めておらず、本設備による処理運転と危険度は同等であると考えます。また本事業においては、別発注にて同業務を実施する際に求めている要件同等の専門性を有する運転要員を求めており、開梱等作業の有無によらず、安全性の向上を目的とした契約条件としております。なお、従来の應急的安全化措置は最も危険性が高い作業の一つと考えられ、この処置を実施しないことが事業全体の安全性の向上に繋がるものとの考えにより、それが可能な設備を選定しているものです。ただし、受入、開梱及び検知作業の実施の可否や処置方法などについては、受託者と発注者との協議によるものとしており、安全性が確保されることが前提となります。明確にするよう修正します。
36	業務委託仕様書	10	8.(2)①ii) 処理運転の処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所</li> <li>第一処理場及び第二処理場に保管されている・・・処理対象物とする。</li> <li>代替案 &lt;追記案&gt;</li> <li>第三処理場の処理対象物は今回の処理の対象外とする。</li> </ul>	別紙第2に示された第三処理場の処理対象物は、今回の業務の範囲外という理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。今回の業務の範囲外としていますが、日中協議等により処理対象物の数量が変更される可能性があるため、予備の処理運転日数について追記します。
37	業務委託仕様書	10	8(2)①iv) 処理運転及び二次処理実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所</li> <li>…平成34年度中に処理運転及び二次処理を完了させること。</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt;</li> <li>…平成34年度中の処理運転及び二次処理完了を目指すこと。</li> </ul>	本業務は請負契約ではなく業務委託契約ですので、業務の完了まで要求されるのは受託者にとって過大な負担となります。また、砲弾輸送や受入・開梱・検知業務のペースが設備の処理能力を下回ること也是十分想定されますが、この点も本仕様書には注記されておりません。以上のことから、当該記載の修正をお願い致します。	記載している砲弾数や廃棄物量から処理運転日数等を算定し、完了することを契約上要求しています。受託者の責によらない理由により完了の時期が変更となる場合は、その限りではありません。調達仕様書案の記載どおりとします。
38	業務委託仕様書	10	8(2)②保守管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所</li> <li>…リース開始後12年間の機能保証を担保するため、本設備の製造者が実施すること。</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt;</li> <li>…リース開始後12年間の機能保証を担保するために実施すること。</li> </ul>	賃貸業務及び委託業務の品質保証の責任を負っているのは受託者ですので、委託業務である保守管理業務の実施者は、第三者の製造者ではなく受託者であるべきです。もし、製造者が実施することをもって機能保証が担保されたらと見做されて受託者が責任となるという趣旨での記述であれば、その旨補足をお願い致します。	製造者は第三者ではありません。一般的なリースの仕組みを確認してください。賃借人・製造者・賃貸人の関係になります。調達仕様書案の記載どおりとします。
39	業務委託仕様書	12	8実施要件(5)中華人民共和国政府との協議等③受託者は、処理運転及び二次処理の実施に必要な「移動式処理事業実施計画」(仮称)に係わる計画書について、日本語で作成し、協議3週間前までに監督職員の手記を得た上で提出すること。	「協議」の実施時期、および「監督職員の承諾」の必要期間(御提出後の最長承認期間)を御記載頂ければ幸いです。	「移動式処理事業実施計画」(仮称)に係わる計画書に必要な資料が多岐にわたるため、各資料の受託者作成時期および監督職員殿への提出時期の明確化をお願い致します。	協議については、処理運転開始までの期間は、3~6か月に一度の実施を想定しています。監督職員の承諾期間は資料の完成度によって異なります。調達仕様書案の記載どおりとします。
40	業務委託仕様書	13	8(6)①iii) 移動式処理事業は日本側が主体となって実施する。・・・	「移動式処理事業は日本側が主体となって実施する。」と記載されていますが、日本人以外の作業員は認められないのですか。	-	移動式処理事業については日本国が主体的に実施するものであるということに記載されています。作業員の国籍が日本であることを要求しているわけではありません。ただし、化学兵器を取り扱う業務については、中国国籍の作業員の配置は認められません。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
41	業務委託仕様書	13	8実施要件 (6)中国条件 ①iii)中国側は、日本の認証機関により認証された日本側作業員の機械の据付、保管及び処理運搬並びに爆発物取扱いの資格を承認する。	「日本」を「中国国外」とご修正いただければ幸いです。	製造者から日本国民以外の作業員が派遣される場合がございますので、明確化をお願い致します。	必要となる資格については、調達仕様書案で定められており、また、同等の技能を有する者を監督職員の承諾により認めております。 なお、日本側作業員は日本国籍である必要はありません。 調達仕様書案の記載どおりとします。
42	業務委託仕様書	15	8実施要件 (8)その他の要求事項 v)	「移動式処理事業実施計画」(仮称)の事故危害(Ⅰ～Ⅲ)級につきまして、別紙等で詳細ご教示頂ければ幸いです。	知見がございませんので、ご教示頂ければ幸いです。	契約後、提示します。 調達仕様書案の記載どおりとします。
43	業務委託仕様書	16	8(8)② vi) 返還後の廃棄処分については、受託者が引き取る場合は廃棄しないでよろしいですか。	返還後の廃棄処分については、受託者が引き取る場合は廃棄しないでよろしいです。	-	本契約においては、返還後は設備の廃棄処分を求めています。なお、鉄くず等として売却することは可能です。
44	業務委託仕様書	17	8(8)③ viii) 業務実施時間及び業務実施日の条件	業務実施時間及び業務実施日の条件について、フレキシブルに運用できませんか。	-	中国側の支援を受ける必要がある業務です。日本側のみでの業務時間の設定は原則できません。ただし、緊急的な対応等については、協議により対応が可能と考えます。
45	業務委託仕様書	17	9(1)①本設備の設計及び製作業務	・対象箇所 発注者及び製造者による設計調整会議を実施する。 ・代替案 ＜修正案＞ 移動式処理設備の製造者を交えた設計調整会議を実施する。	①発注者の契約相手は受託者であり、製造者は受託者のサブコンです。本会議は発注者と受託者により実施されるべきものです。製造者を交えた会議を実施することには異存ありませんが、仕様書の記載内容については変更をお願い致します。 ②本設備の製造者はダイナセーフ社だけでは有りませんが、SDC1000-HM1以外の設備の製造者は本会議への出席は不要との認識です。もし違う場合は仕様書に明記願います。	①製造者は、受託者のサブコンではありません。本設備については、発注者や中国側の要求を満たせる設備を指定しており、発注者と製造者の協議を実施する必要があります。 調達仕様書案の記載どおりとします。 ②「用役設備(発電機を除く。)」、「化学剤連続モニタリング設備」、「処理 Tent」については「SDC1000 HM1」に含めていますが、より明確にするよう修正します。
46	業務委託仕様書	18	9実施要領 (1)賃貸業務 ②本設備のリース業務 ii)機能保証	「機能保証をするために必要な整備(検査及び予備品等の準備を含む。 )は、保守管理業務とする。」と御記載頂ければ幸いです。	整備も製造者から派遣される要員でおこなわれるべきものと拝察致します。	貴見のとおり「機能保証をするために必要な整備」は製造者が実施しますが、本設備の瑕疵があった場合などに製造者が自らの責において追加費用無しで実施する整備を示しており、保守管理には含まれません。 「機能保証をするために必要な整備」は、誤解を生じるため、「機能保証に係る整備」に改めるなど、明確にするよう修正します。
47	業務委託仕様書	18	9(1)②本設備のリース業務	・対象箇所 ii) 機能保証 機能保証をするために必要な整備(検査及び予備品等の準備を含む。 )は、本設備の運転等業務以外の期間とする。 また、受託者は、本設備の機能保証の期間中は、製造者の責において専用部品を確保できるようにすること。 ・代替案 ①② (仕様書に反映いただく)	①8(2)項で保守管理業務は機能保証をするために実施する旨記載されています。保守管理業務には日々点検も含まれますし、万一の設備不具合時は運転再開のための速やかな事後保全を実施する必要がありますので、「運転業務以外の期間」という規定は受託者が遵守できない内容と考えます。 ②記載内容について以下2点の確認事項が明確になるよう、仕様書に追記願います。 ・「専用部品」とは予備品・消耗品と同義でしょうか。 ・「確保する」とは、機能保証期間12年分の専用部品を本契約の賃貸料金に含めて、賃貸業務のなかで供給する、ということでしょうか。	①P68 別紙第9に処理運搬業務時に実施する点検は日常点検整備作業として記載しており、保守管理と区分しています。 ② ・専用部品とは予備品・消耗品と同義です。 ・「確保」とは、機能保証期間中に専用部品を製造者の責において調達・準備できるようにしておくことを意味しています。 明確にするよう修正します。
48	業務委託仕様書	18	9(1)③表-1付属施設のリース業務	・対象箇所 表-1 付属施設一覧表 ・代替案 ＜追記案＞ 受託者が処理運搬に使用するオフィス、更衣室等のコンテナハウスは本設備に含む	受託者が処理運搬に使用するオフィス、更衣室等のコンテナハウスは本設備に含まれるという理解で宜しいですか？	本設備には含まれません。オフィス、更衣室等のコンテナハウスは付属施設です。 御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。
49	業務委託仕様書	19	9(2)①i)本設備及び付属施設の設置・撤去等業務	・対象箇所 受託者は、撤去時に本設備の休止期間の対策を講じること ・代替案 ＜追記案＞ 次回処理時までの休止期間が3か月未満の場合は、撤去時に本設備の休止期間の対策を講じること。	「撤去時に休止期間の対策を講じる」必要があるのは、休止期間が3か月未満の場合のみと理解すれば宜しいでしょうか？ 8(2)②ii) P11には「次回処理開始まで3か月以上の休止期間を有する場合は、整備保管基地に輸送後、」と記述がございます。	休止期間に関係なく撤去時の対策は必要です。 御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。
50	業務委託仕様書	19	9(2)①g) h) 設置期間及び撤去期間	・対象箇所 g)本設備及び付属施設の設置期間は15日を上限とする。 h)本設備及び付属施設の撤去期間は10日を上限とする。 ・代替案 ＜①修正案＞ g)本設備及び付属施設の設置期間は15日を目安とする。 h)本設備及び付属施設の撤去期間は10日を目安とする。 ②③(期間中の業務範囲を記載いただく)	①期間の上限の規定が有りますと、もし15日(10日)で終えることが出来ない場合は受託者の責となり、増日分は受託者の費用負担になるとの認識です。 一方、仕様書案では、機器構成、ユニット重量など現地工事計画を検討する情報が十分では有りませんので、指定の日数で実施可能か判断することができません。 以上のことから、設置及び撤去の日数を上限として設定されることは受託者にとって過大な負担となり、応札可否検討にも影響を及ぼしますので、「上限」ではなく「目安」として頂きたいお願い致します。 ②敷き鉄板の敷設・解体、テント建方・解体、設置の完了・撤去確認を含んだ期間でしょうか。 ③付属施設内の設備(医務室の機材、中方の分析装置等)の設置及び撤去は、15日(10日)に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	①本設備は、調達仕様書案に記載されている日数で設置及び撤去が実施可能な設備としています。 ②設置期間は、仮設設置、テント建方、設置の完了確認を含んだ期間です。また、撤去期間についても、仮設撤去、テント解体、撤去完了確認を含んだ期間です。なお、敷き鉄板の必要性については受託者の判断とします。 ③付属施設内の設備(医務室の機材、中方の分析装置等)の設置及び撤去は、15日(10日)に含まれません。 調達仕様書案の記載どおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
51	業務委託仕様書	20	9(2)①ivモニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所…分析に必要なサンプリングを実施すること。分析は中国側が実施する。</li> <li>代替案（分析業務は従来通り日本側も実施することに修正いただく）</li> </ul>	<p>モニタリング業務は、従来の移動式処理事業では日本側と中国側の両方でダブルチェックを実施してきましたが、今回の仕様書案では、中国側のみ実施となっている点につきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境モニタリングは、受託者の作業者の安全を守るために実施するもので、中国側の分析結果だけで安全が担保できたとはい切れません。</li> <li>また、周辺環境モニタリングについても、もし基準値を超えた場合、中国側の分析精度に起因することを証明することができませんので、原因に関わらず日本側が基準値を超える化学剤を大気に放出したと見做される恐れがあります。</li> </ul> <p>こうしたことから、分析業務は日本側でも実施できる体制として頂きたく、ご検討の程お願い致します。</p>	中国側だけで分析を実施することについては、高機動型移動式における日中の合意事項です。貴社においても分析することが必要と判断される場合は、貴社の責において実施してください。
52	業務委託仕様書	20	9(2)①モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 iv) a) 汚染コントロールモニタリング</li> <li>代替案（きい弾以外の処理期間は化学剤連続モニタリングを行わない場合は、その旨補記いただく）</li> </ul>	化学剤連続モニタリング装置はHDとL1がモニタリング対象ですが、きい弾以外の処理期間も、モニタリングを実施するという認識です。もし異なる場合、仕様書に補記願います。	化学剤連続モニタリング装置及び自動計測装置による排ガスの連続モニタリングの実施を求めている、試運転、きい弾以外の処理運轉及び二次処理業務の実施期間中も連続モニタリングの実施が必要となります。調達仕様書案の記載どおりとします。
53	業務委託仕様書	20	9(2)①モニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 iv) a) 汚染コントロールモニタリング</li> <li>…除去業務の実施期間中、…連続モニタリングを実施すること。</li> <li>代替案（もし実施要であれば修正いただく）</li> </ul>	除去業務の実施期間中も連続モニタリングは実施しますでしょうか。過去事例として、石家荘処理事業所では除去期間の化学剤連続モニタリングは実施していません。	御意見を踏まえ、「受託者は、試運転、処理運轉及び二次処理業務の実施期間中、プロセス系排気ガス及び換気ガスのサンプリングを実施すること。」とします。
54	業務委託仕様書	22	9(2)②保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 ii) オーバーホールの実施期間は10日間とする。なお、機能保証に係る整備が必要な場合は、基本的にオーバーホールに合わせて実施するものとするが、この実施期間には含まれないものとする。</li> <li>代替案（違いについて記載頂く）</li> </ul>	「機能保証に係る整備」、「オーバーホール」及び「レイアップ」の違いは何でしょうか。保守管理業務自体が、機能保証を担保するために実施するものと仕様書に規定されています（8(2)②i））ので、どのような違いがあるのか、理解できておりません。	保守管理とは、「オーバーホール」、「レイアップ」及び「点検」のことであり、12年間の機能保証を担保する条件として製造者が実施します。また、「機能保証に係る整備」は製造者が実施しますが、本設備の瑕疵があった場合などに製造者が自らの責において追加費用なしで実施する整備を示しており、保守管理に含まれません。それぞれの定義を明確にするよう修正します。
55	業務委託仕様書	22	9(2)②保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 ii) オーバーホールの実施期間は10日間とする。</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt; オーバーホールの実施期間は10日間を目安とする。</li> </ul>	<p>期間の規定がありますと、もし10日で終わることが出来ない場合は受託者の責となり、増日分は受託者の費用負担になるとの認識です。</p> <p>一方、仕様書案では、定義、目的、機器構成などオーバーホールの所要日数を検討する情報が十分では有りませんので、指定の日数で実施可能か判断することができません。</p> <p>以上のことから、オーバーホールの日数を上限として設定されることは受託者にとって過大な負担となり、応札可否検討にも影響を及ぼしますので、日数は「目安」として頂きたくお願い致します。</p>	オーバーホールについては製造者が実施するものであり、実施可能な日数を記載していますが、日数については前後する可能性があることから、御意見を踏まえ、10日間程度で実施することに修正します。なお、オーバーホールは実施日数等にかかわらず定額となります。
56	業務委託仕様書	22	9(2)②保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 iii) 受託者は、運轉等業務終了後に実施するレイアップについて以下の日数で実施すること。</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt; 受託者は、運轉等業務終了後に実施するレイアップについて以下の日数を目安に実施すること。</li> </ul>	オーバーホール同様、日数は「目安」として頂きたくお願い致します。	レイアップについては製造者が実施するものであり、実施日数を記載しています。なお、レイアップの種類毎に定額となります。調達仕様書案の記載どおりとします。
57	業務委託仕様書	23	10(2)③品質記録の提出と不適合処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所（前略）また不適合報告書を作成し、自社の品質保証部門及び製造者（状況により第三者機関）が確認したうえで・・・</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt;（前略）また不適合報告書を作成し、自社の品質保証部門が確認したうえで・・・</li> </ul>	不適合報告書は自社で作成するものです。内容によっては、報告書作成に際して製造者に見解を求めることは有りますが、受託者の不適合報告書を「製造者（及び第三者）が確認」というのは実際の業務フローに合致しないものと考えますので、製造者や第三者機関が確認する旨の記述の削除をお願い致します。	不適合報告書は内閣府が求めるものであり、原因の特定、再発防止対策、処置の結果等、内閣府として求める内容を全て明確に記載していただく必要があり、必須の条件として製造者による確認についても求めています。また状況によっては原因の特定や再発防止の観点等から受託者の負担により、第三者機関に確認を求める場合もあります。明確にするよう修正します。
58	業務委託仕様書	25	表-2 提出書類一覧表	「1.実施計画書」の提出期限を延ばすことは出来ませんか。		御意見を踏まえ、業務実施計画書の提出期限を「契約締結後2週間以内」に修正します。
59	業務委託仕様書	25	表-2 提出書類一覧表 1 業務実施計画書	「監督職員の承諾を得た上で」の削除をお願い致します。	「監督職員の承諾」に必要な手順、期間等詳細が不明ですので、「契約締結後1週間以内」のご提出は確約できかねるものと拝察致します。	御意見を踏まえ、業務実施計画書の提出期限を「契約締結後2週間以内」に修正します。
60	業務委託仕様書	26	表-2 提出書類一覧表 59 その他内閣府が要求するもの	削除をお願い致します。	内容が不明ですので、「要求後2週間以内」のご提出は確約できかねるものと拝察致します。	緊急性のあるものを想定していることから「要求後2週間以内」としています。調達仕様書案の記載どおりとします。
61	業務委託仕様書	26	表-2 提出書類一覧表 （注記）提出書類は、提出期限までに監督職員の承諾を得た上で提出すること。	「監督職員の承諾」に必要な手順、期間等の詳細の御記載をお願い致します。	各提出書類をいつまでに作成する必要があるのか、製造者も理解できておりませんので、明確化をお願い致します。	提出書類については、求められている水準に達していない場合は、提出とはみなされません。御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
62	業務委託仕様書	26	表-2.3提出図書一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 提出期限までに監督職員の承諾を得た上で提出すること</li> <li>代替案 (当該規定を削除いただく) 【左記以外の該当箇所】 p.17 9 (1)① i) 及び ii) p.18 9 (2)① i) b) , d) 及び ii) a) p.19 9 (2)① i) d) 及び ii) a) 及び iii) a) p.20 9 (2)① iii) b) 及び c) 及び iv) c) p.22 9 (2)② v) 及び 10(1)② p.58 5、p.59 5、p.62 5、p.64 5、p.69 5(1) p.72 5 (1)、p.75 5 (1)、p.81 5(1)</li> </ul>	<p>「監督職員の承諾」というのは、図書の内容について、監督職員殿の承認を得た時点で提出とみなされると理解していますが、この理解で正しい場合は、監督職員殿のレビュー完了時期を弊社にて管理する必要が出てきます。</p> <p>仮に、弊社が提出期限1週間前に初版を提出したとしても、提出期限後にレビュー結果が弊社に届く可能性があるかと思われます。当該規定は、その場合でも、弊社が提出期限内に図書を提出できなかったこととなります。</p>	承認ではなく承諾となります。提出書類については、求められている水準に達していない場合は、提出とはみなされません。また、監督職員によるレビューが必要な書類の提出は求めていませんし、初版の提出とありますが、内容が不十分な書類の提出についても求めていません。御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。
63	業務委託仕様書	26	表-2.3提出図書類一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 各図書の提出期限</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt; 各図書の提出期限については、契約後に別途協議して決める。</li> </ul>	設定された提出期限の中には、製造者の設計製作スケジュールに合っていないと思われるものがあります。提出図書には製造者の図書をベースに作成するものが多く含まれますので、製造者の現実的な図書提出スケジュールを確認した上で、提出期限を決める必要がございます。	設計図書と提出期限については、製造者と調整し修正します。
64	業務委託仕様書	27	表-3設計図書類一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 (全般)</li> <li>代替案 (仕様書に反映いただく)</li> </ul>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの設計図書は、各メーカーが作成し、元請企業が承認して製作を開始するものと存じます。本仕様書でも、受託者の責任で要求性能を満たすことになっていきますので、内閣府殿は設計承認まではされないと理解しております。</li> <li>もし内閣府殿が設計図書の承認行為をされる場合、承認頂くまでの期間が分り兼ねますし、ご指摘事項を図書に反映させる必要も有りますので、受託者は設計・製作の工程管理をすることができません。</li> <li>以上のことから、設計図書については、提出不要として頂くか、承認図書から外していただく必要がございます。</li> </ul> <p>②</p> <p>また、提出図書として規定される場合は、時間と費用削減のため、英文でも可として頂きたいとご検討願います。</p>	<p>①</p> <p>一般的なリリースは、ユーザー（賃借人）が選択・決定した物件を、リース会社（賃借人）がユーザー指定のサプライヤー（販売会社）から取得して、それを契約の対象としています。</p> <p>②</p> <p>設計図書類のうち、図面類の表示は英語とします。また、それ以外のものは日本語とします。</p> <p>調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
65	業務委託仕様書	27	表-3設計図書類一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 製作開始〇〇ヶ月前</li> <li>代替案 (「製作開始」の定義を記載いただく)</li> </ul>	製作開始の定義を御教示頂けないでしょうか。製作開始には材料手配等も含まれるのか確認できればと存じます。	製作とは原材料を加工し製品化することと定義しており、材料の手配だけであれば製作が開始されたことにはなりません。材料手配の時期等は製造者の判断によります。調達仕様書案の記載どおりとします。
66	業務委託仕様書	29	1 2業務実施にあたっての注意事項 (1)一般	製造者は「受託者」に含まれるのか含まれないのか、御記載をお願い致します。	受託者と製造者との関係に不明箇所がございますので、明確化をお願い致します。	一般的なリリースでは、発注者（ユーザー）が選択・決定した物件を、受託者（リース会社）がユーザー指定の製造者（サプライヤー）から取得することとなります。なお、製造者がコンソーシアムメンバーとして受託者になることを否定しているものではありません。調達仕様書案の記載どおりとします。
67	業務委託仕様書	29	12 (1) 一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 ③本業務により得られた成果については、内閣府に帰属し、内閣府の許可なく第三者に譲渡・公開してはならない。</li> <li>代替案 &lt;追記案&gt; ただし、製造者は除く。</li> </ul>	本契約の履行においてはダイナセーフ社など製造メーカーとの日々の連絡は不可欠ですので「製造者」は第三者に含まれないことを記載願います。	製造者は第三者ではありません。ただし、製造者の守秘義務を明確とすることとします。
68	業務委託仕様書	29	12 (1) 一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 ⑥受託者は原則、出張1週間以上前に出張者、出張社名、パスポート番号、査証番号等に必要事項を予め内閣府に報告すること。</li> <li>⑦上記に関連して、内閣府は出張に要した旅費等を国家公務員等の旅費に関する法律及び同法に基づく規則等に準じ支給する。</li> <li>代替案 (当該項目を修正、削除いただく)</li> </ul>	<p>①出張社名は、出張者の会社名の誤記と思われるので、修正をお願いいたします。</p> <p>②弊社及び製造者（ダイナセーフ社）は、旅費等を、国家公務員等の旅費に関する法律及び同法に基づく規則等に準じて支給されるわけでは無いものと思っておりますので、⑦項を削除願います。</p>	<p>①誤記ではありません。出張者の会社名を表しています。</p> <p>②本契約だけでなく、一般に要求しています。調達仕様書案の記載どおりとします。</p>
69	業務委託仕様書	31	別紙第1 2本設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 全般</li> <li>代替案 (技術資料を添付いただく)</li> </ul>	SDCシリーズの中でSDC1000-HM1は国際会議でも発表されていない機種であり、具体的な仕様が分かる内容が、応札を検討する上で不足していますので、技術資料を添付頂けますでしょうか。	詳細な技術仕様を確認する必要がある場合は、製造者に問い合わせてください。調達仕様書案の記載どおりとします。
70	業務委託仕様書	33	別紙第1 表1-1 *2 検知により化学剤の漏えい確認されたものについては、密閉金属容器のまま処理するものとし、1発/3日で処理する。	処理対象物で「化学剤の漏えい」が疑われるものの弾種と数量のご教示をお願い致します。	製造者による廃棄処理能力の再検討が必要となりますので、ご教示をお願い致します。	発掘回収時において、化学剤が漏洩しない処置をしており、現時点では漏えいしないものと考えています。調達仕様書案の記載どおりとします。
71	業務委託仕様書	33	別紙第1 3.(1)①化学剤分解率	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 化学剤の分解率が99.9999%以上</li> <li>代替案 ①(分解率の要求性能が過去と異なる理由をご教示願います) ②(分解率の算出点、算出方法を追記頂く。)</li> </ul>	<p>①従来の加熱壊破方式の仕様書では、「HEPA/活性炭フィルタユニットの入口において、化学剤の分解率が99.9%以上」となっていたのですが、今回は99.9999%となっている理由について御教示願います。</p> <p>②どの時点での分解率とするのか明記されていません。</p>	<p>①「化学剤の分解率99.9999%」は本設備の性能です。</p> <p>②P19、9(2)① iii) a) に算出方法が記載されています。</p> <p>調達仕様書案の記載どおりとします。</p>

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
72	業務委託仕様書	33	別紙第1 3.(1),②(注記)廃棄処理能力	・対象箇所 *1 信管付化学砲弾の廃棄処理能力も信管なしと同じとする。 ・代替案 (信管付化学砲弾処理時の1日あたりの加熱炉への投入弾数を明記いただく)	信管付化学砲弾の砲弾輸送、受入・開梱・検知作業のスピード(加熱燃焼炉への投入スピード)は、信管なしと同様と考えて宜しいのでしょうか。異なる場合は、技術検討だけでなく委託業務の実施期間にも影響しますので、投入できる弾数を別途記載願います。	本設備の性能としては、信管なし化学砲弾と信管付化学砲弾の処理能力及び1日あたりの加熱燃焼炉への投入弾数は同じです。現状の想定では、砲弾輸送や受入、開梱検知作業による影響はないものと判断しています。調達仕様書案の記載どおりとします。
73	業務委託仕様書	33	別紙第1 3.(1)① 表1-1廃棄処理能力	・対象箇所 (全般) ・代替案 (仕様書に反映いただく)	50kgさい弾、大あか筒、「密閉金属容器のまま処理するもの」の3種類の処理能力については、ハルバ試験廃棄(加熱)でも実績が無く、またSDCシリーズとしても実績が無いものと存じますので、廃棄処理能力は別途協議とさせて頂きたくお願い致します。	50kgさい弾、大あか筒の廃棄処理能力は、本設備の性能であり、協議の対象ではありません。なお、「密閉金属容器のまま処理するもの」については、投入機を使用して廃棄処理が可能なものもあるため、調達仕様書案を修正します。
74	業務委託仕様書	34	別紙第1 表1-2 二次処理能力	この表の根拠を御教示願います。	製造者から根拠の提示を要求されておりますので、御教示をお願い致します。	二次処理能力は、製造者に確認していません。調達仕様書案の記載どおりとします。
75	業務委託仕様書	34	別紙第1 3.(4)耐圧・耐久性性能	・対象箇所 90mmあか弾20,000発相当以上・・・ ・代替案 (理由をご教示願います)	従来の加熱爆破設備の耐圧・耐久性能は、「90mmあか弾15,000発相当以上」となっています。今回、性能を上げられた理由を御教示願います。	「90mmあか弾20,000発相当以上」は本設備の性能(スペック)です。調達仕様書案の記載どおりとします。
76	業務委託仕様書	35	別紙第1 3要求性能 (6)化学剤連続モニタリング設備の性能	連続モニタリング対象物質と検知感度の根拠を御教示願います。		根拠はGBIに基づいております。検知感度の表記については誤記があったため修正します。
77	業務委託仕様書	35	別紙第1 3.(6)化学剤連続モニタリング設備の性能	・対象箇所 表1-3 モニタリング対象物質及び検知感度 ・代替案 (あか剤等も対象の場合は追記いただく)	表にはきい剤(マスタード、ルイサイト)しか記載がありませんが、それ以外の化学剤(あか剤等)は連続モニタリングする必要はないという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。日中の協議により合意されています。調達仕様書案の記載どおりとします。
78	業務委託仕様書	36	別紙第1 4.(2),⑦加熱燃焼工程	・対象箇所 …二次処理の処理対象物に残留する化学剤及びその派生物を減容又は無害化する。 また、二次処理の処理対象物を、538℃で15分以上維持可能である。 ・代替案 <修正案> ①二次処理の処理対象物に残留する化学剤を無害化する。 ②(適宜修正いただく)	①「その派生物を減容」とありますが、処理対象物によっては減容しない可能性があります。 ②「また、」以降が、文脈上、誤記と思われるので、内容のご確認をお願いいたします。	①「減容又は無害化」と記載しており、全てにおいて減容することとしていたしません。調達仕様書案の記載どおりとします。 ②二次処理の処理対象物を、538℃以上で15分以上維持することが可能な設備であることを明確にするよう修正します。
79	業務委託仕様書	36	別紙第1 4.(3),⑥排ガス処理工程	・対象箇所 危険液体廃棄物を二次燃焼炉で処理し、化学剤を無害化する。 ・代替案 <修正案> 危険液体廃棄物を二次燃焼炉等で処理し、化学剤を無害化する。	危険液体廃棄物は、CBUではなく、二次燃焼炉に投入するという理解で宜しいでしょうか。 二次燃焼炉に直接投入するのが難しい場合は、CBUにて加熱処理をすることも想定しておきたく、記述の修正をお願い致します。	危険液体廃棄物は二次燃焼炉で処理することが可能な仕様となっています。調達仕様書案の記載どおりとします。
80	業務委託仕様書	36	別紙第1 4.(3),⑥排ガス処理工程	・対象箇所 排ガス処理のセーフティネットとして、HEPA/活性炭フィルタを排ガス処理工程の最後段に設置する。 ・代替案 <修正案> …設置する。なお、換気系のHEPA/活性炭フィルタは、排ガス処理系のHEPA/活性炭フィルタと兼用しても良い。	このHEPA/活性炭フィルタは、換気系のHEPA/活性炭フィルタと兼用して宜しいでしょうか。未定ですが、兼用することも想定しておりますので、補記頂ければ存じます。	発注者と製造者との調整により決定します。なお、現状としては排ガス処理系と換気系のHEPA/活性炭フィルタの兼用を想定しています。調達仕様書案の記載どおりとします。
81	業務委託仕様書	37	別紙第1 4 本設備の各工程機能 (4)運転制御工程 ii)加熱燃焼工程	a)加熱燃焼炉内部映像の削除をお願い致します。	製造者より「設備を設置しても破損してしまうため」削除を要請されておりますので、よろしく願います。	御意見を踏まえ、「a)加熱燃焼炉投入時の映像」に修正します。
82	業務委託仕様書	37	別紙第1 4.(4),③,ii,a)運転制御工程	・対象箇所 加熱燃焼炉内部映像 ・代替案 <修正案> 加熱燃焼炉内部映像(設計上、可能であれば)	製造者が、加熱燃焼炉の内部映像を撮影することが困難と判断する可能性があります。	御意見を踏まえ、「a)加熱燃焼炉投入時の映像」に修正します。
83	業務委託仕様書	37	別紙第1 4.(4),④ ii)運転制御工程	・対象箇所 加熱燃焼炉内部の圧力変動及び温度変化 加熱燃焼炉本体の振動変化 ・代替案 ①(温度変化、の記載を削除いただく) ②(加熱燃焼炉本体の振動変化が起爆の確認のためであれば、削除いただく)	①加熱燃焼炉内部の温度変化については測定ができないことを確認していますので、項目から削除願います。 ②振動変化を確認する目的を御教示願います。炸薬の起爆の確認であれば、炉内圧力の変動を確認すれば良いと思われま。	①加熱燃焼炉内部の温度変化が測定可能な設備になっています。 ②炸薬の起爆の確認だけが目的ではありません。調達仕様書案の記載どおりとします。
84	業務委託仕様書	37	別紙第1 4.(6),②排気筒	・対象箇所 20FTコンテナのモジュールに固定する。 ・代替案 (当該項目を削除いただく)	固定方法を指定する理由を御教示願います。受託者にて合理的な固定方法を検討致したく存じます。	本設備の仕様です。現状では基礎が不要となる20FTコンテナへの固定を想定しています。調達仕様書案の記載どおりとします。
85	業務委託仕様書	38	別紙第1 3(1)処理運転に係る要求性能 表1-1廃棄処理能力 (注記)*1 信管付化学砲弾の処理能力も信管なしと同じとする。	信管付砲弾の処理能力の再検討	本業務においては、信管付砲弾を複数同時に取り扱うことを前提としているが、万が一、1発が爆発した場合、その振動により、他の密封金属容器に収納されている信管付砲弾が爆発する危険性がある。	処理能力は本設備の性能となります。信管付砲弾については、1発ずつの取扱いを想定しており、複数同時に取り扱うことを前提とはしていません。



番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
86	業務委託仕様書	38	別紙第1 4.(7),④高機動性モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 …小型の設置型機材によりモニタリングを行う。</li> <li>代替案 (「高機動性モニタリング」と「化学剤連続モニタリングが異なる装置の場合、高機動性モニタリングの設置場所を明記いただく。)</li> </ul>	「高機動性モニタリング」装置は、排気筒に取り付ける「化学剤連続モニタリング装置」と同じであるという理解で宜しいでしょうか。 もし異なる場合は、設置場所をご記載願います。	貴見の通り「高機動性モニタリング」は、排気筒の取付口のモニタリングで使用する「化学剤連続モニタリング装置」と同じです。 明確にするよう修正します。
87	業務委託仕様書	38	別紙第1 4.(7),④,ii)高機動性モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 …漏洩事故等の発生時に、周辺環境の化学剤連続モニタリングが可能な搬式ガスクロマトグラフ質量分析計のGriffinシリーズ又は同等の…</li> <li>代替案 (運用目的・方法を具体的に記載いただく)</li> </ul>	想定されている当該装置の運用方法の詳細を御教示願います。 「周辺環境」が「作業環境」のことを指しているのであれば、携帯型化学剤検知器でも対応可能と考えます。	機種の変更により、当該項目を削除します。
88	業務委託仕様書	38	別紙第1 4.(8),⑤用役設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 冷水塔(必要な場合、冷凍ユニット)</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt; 必要な場合は、冷水塔(冷凍ユニットを含む)</li> </ul>	受託者及び製造者がプラントの運転に本装置を必要としないと判断する場合がありますので、仕様書上は「必要な場合」に修正願います。	発注者と製造者の調整により決定します。 明確にするよう修正します。
89	業務委託仕様書	38	別紙第1 4.(9)弾片飛散防止カバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 化学兵器及び火薬類を取り扱う場所(受入・開梱工程及び投入チャンパー入口まで)は、弾片飛散防止カバーを設置する。…TNT換算3kgの砲弾が爆発した場合においても周囲に飛散の影響がない方爆構造とすること。</li> <li>代替案 (仕様を追記いただくか、弾片飛散防止カバーのイメージ図を添付いただく)</li> </ul>	弾片飛散防止カバーは、受入・開梱～ローディングチャンパーまでを全て耐爆壁で覆うということでしょうか。取り扱う爆薬量が大きい制御爆破方式でも、このようなカバーはありません。お考えになられている弾片飛散防止カバーの仕様を追記頂くか、イメージ図を添付願います。	弾片飛散防止カバーは放爆構造です。本設備に含まれている仕様です。 明確にするよう修正します。
90	業務委託仕様書	38	別紙第1 5(1)耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 本設備の機能保証期間が12年であることから、耐用年数は12年以上を保証すること。</li> <li>代替案 (具体的な対象機器を記載いただく)</li> </ul>	①機能保証と耐用年数の違いが分かり兼ねますので、耐用年数の定義について仕様書に具体的に記載願います。 ②「本設備」には移動式処理設備以外にもユーティリティ設備、化学剤連続モニタリング設備、換気設備を含むtentがありますので、12年の耐用年数を要求される具体的な対象機器をご記載願います。	①耐用年数については、機能保証を考慮し記載しています。御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。 ②「用役設備(発電機を除く。)」、「化学剤連続モニタリング設備」、「処理tent」については「SDC1000HM1」に含まれており、本設備の全てが機能保証の対象となります。 より明確にするよう修正します。
91	業務委託仕様書	39	別紙第1 5 設計条件 (2)設計条件 ③モジュール化 iii)設置・撤去は、自走可能な揚重機(吊上げ荷重40トン)で砕石舗装上に敷設した敷き鉄板の床面に設置が可能なこと。	(吊上げ荷重40トン)を削除願います。	リーチ確保状態に依り、40トンでは足りない恐れがあるためです。	御意見を踏まえ、「吊り上げ荷重40トン」を「定格総荷重40トン」に修正します。 なお、各処理場へアクセスする道路については、20tコンテナを輸送する車両が通行可能な道路を想定しています。処理場への進入路幅の制限もあるため、重機の選定や設置方法について入念な計画を立てる必要があります。 明確にするよう修正します。
92	業務委託仕様書	39	別紙第1 5 設計条件 (2)設計条件 ④	削除をお願い致します。	製造者より「IECは火薬類に適用されるものではないため」削除を要請されておりますので、よろしくお願致します。	本事業については、IECを準用しています。 調達仕様書案の記載どおりとします。
93	業務委託仕様書	39	別紙第1 5.(2),②設置面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 本設備の設置面積が30m×50m以内に配置できること。</li> <li>代替案 (当方の理解が違う場合は「本設備の」を「本設備及び付属施設の」に修正いただく)</li> </ul>	30m×50mに配置するのは、本設備のみ(付属施設は含まない)という宜しいでしょうか。	一部の付属施設を含みます。 明確にするよう修正します。
94	業務委託仕様書	40	別紙第1 5(2)⑧設計条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 …なお、装置等に組み込まれたものを含め、三相誘導電動機については…認証を取得していること。また、…当該の強制製品認証制度に適合すること。</li> <li>代替案 (一時持込品扱いが適用除外であれば明記いただく)</li> </ul>	高効率モーターやCCC認証に適合するよう規定されていますが、一時持込品扱いでも規制の対象となるのかについて、ご教示願います。	本設備は、⑧の設計条件を満たした設備となります。 一時持込品扱いであっても適用除外ではありません。 調達仕様書案の記載どおりとします。
95	業務委託仕様書	40	別紙第1 5.(2),③安全距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 以下に示す設備等は、既存建築物と安全距離を確保した処理作業場内に設置すること。</li> <li>代替案 &lt;追記案&gt; 現時点では処理場周辺の建築物については不明のため、処理場の場所が決定後、別途提示とする。</li> </ul>	既存建築物が、どこにあるのか御教示願います。	安全距離を確保すべき対象物を示したものです。既存建物等は現時点では未確定です。処理場の場所が確定した後に検討することとなります。 御意見を踏まえ、明確にするよう修正します。
96	業務委託仕様書	42	別紙第1 5(2)⑥ii)及びiv)処理tent	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 ii) a) …50mm/時間の降雨量でも雨漏り及び浸水しないこと。 iv) f) 膜構造物は、中国の建築基準関連法規に基づく防炎仕様とすること。 iv) h) tent外面(屋根及び側面)の雨水を集水するための雨どい等を設けること。</li> <li>代替案 ①(処理場用地自体は降雨による浸水が無いという前提で良い旨追記いただく) ②(「日本または」を追記いただく。) ③(地面の排水溝は受託者の範囲外であることを明記いただく)</li> </ul>	①ii) a) 処理場用地自体が降雨により浸水しないという前提でよろしいでしょうか。 ②iv) f) 日本製を予定していますので、日本の建築基準関連法規でも問題無い旨の追記をお願い致します。 ③iv) h) tent外面の雨どいとは、地面の排水溝になると理解しますが、その場合、土木工事となるので受託者の範囲外の方が宜しいかと存じます。	①処理tentに関する記載であり、用地について記載しているものではありません。 ②処理tentについては、高耐久性、設置の容易性及び安全性を重視することから「SDC1000HM1」に含めた仕様としています。 より明確にするよう修正します。 ③tent外面の雨どいとは、モニタリングのために集水するためのものです。地面の排水溝ではありません。
97	業務委託仕様書	42	別紙第1 5.(2),⑦換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 tent換気回数 4回/h以上</li> <li>代替案 (換気回数の根拠を記載いただく)</li> </ul>	必ずしも換気回数を4回/h以上とする必要が無いかと存じますので、4回/h以上と規定された根拠を御教示願います。	設計条件に基づき製作されている本設備の性能です。 調達仕様書案の記載どおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
98	業務委託仕様書	43	別紙第1 6本設備の性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 本設備の性能は以下の通り。</li> <li>代替案 (本項の位置付けを記載いただく、もしくは本項を削除いただく)</li> </ul>	3項の「要求性能」、5項の「設計条件」との兼ね合いが分かりかねます。本項の位置付けをご指示願います。もし要求性能ということでしたら、加熱燃焼炉の炉内温度測定はできませんので、削除願います。	設計条件に基づき製作されている本設備の性能です。明確にするよう修正します。
99	業務委託仕様書	44	別紙第2 表2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 炸薬筒、伝火薬筒、現示筒および薬莖の構造、寸法、諸元、性状、保管状況等を御記載頂ければ幸いです。</li> </ul>	製造者による検討が必要となりますので、御教示をお願い致します。	単体での構造、寸法、諸元、性状の明確な資料はありません。添付資料を参考にしてください。保管については、発掘回収時に密閉金属容器に収納されています。
100	業務委託仕様書	44	別紙第2 2表2-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 表2-1 処理対象数量表(参考値)</li> <li>代替案 (「あか筒」の種類を記載いただく)</li> </ul>	有毒発煙筒の箇所に「あか筒」とありますが、これは「小あか筒」という理解で宜しいでしょうか。大あか筒、中小あか筒によって処理能力が異なります。想定でも構いませんので明記願います。	現時点では確認できません。入札においては中あか筒として想定してください。御意見を踏まえ、表2-1に注記として「中あか筒を想定」を記載します。
101	業務委託仕様書	48	別紙第2 4処理対象物の密閉金属容器及び梱包荷姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 (該当なし)</li> <li>代替案 (左記意見を反映いただく)</li> </ul>	あおしろ専用金属製密閉容器(耐圧容器)がI、II型のいずれなのか明記願います。またいずれでもない場合は、追記をお願いいたします。	あおしろ弾の密閉金属容器はIV型です。4(2)の記載を「信管付き化学砲弾及びあおしろ弾」に修正します。
102	業務委託仕様書	51	別紙第3 表3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 各々の構造、諸元、性状、保管状況等を御記載頂ければ幸いです。</li> </ul>	製造者による検討が必要となりますので、御教示をお願い致します。	御意見を踏まえ、表3-1に注記として「60Lポリエチレン容器又はフレコンバッグに収納」を記載します。
103	業務委託仕様書	51	別紙第3 2種類と数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 -</li> <li>代替案 (具体的な内容物を例示いただく)</li> </ul>	処理方法の検討等のため、各保管廃棄物の具体的な内容物について可能な限り詳細に例示をお願いいたします。	表3-1に示されている分類の廃棄物が60Lポリエチレン容器又はフレコンバッグに収納されています。調達仕様書案の記載どおりとします。
104	業務委託仕様書	57	別紙第5 3 方針 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 「移動式処理事業実施計画」(仮称)別紙のリスク評価大綱の概要、および「リスク評価の成果」の詳細につきまして御記載頂ければ幸いです。</li> </ul>	製造者がリスク分析表を作成するために必要となりますので、御記載をお願い致します。	リスク評価大綱は、本設備を用いた運転等におけるリスク分析・影響評価について記載されており、リスク評価は大綱に基づいて実施するものです。リスク評価大綱については、契約後、提示します。調達仕様書案の記載どおりとします。
105	業務委託仕様書	59	別紙第6 2.(2)実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 機器の耐圧気密試験</li> <li>代替案 (単体作動試験に関する記載を追記いただいた上で、総合作動試験時の「機器の耐圧気密試験」を削除いただく。)</li> </ul>	機器単体での耐圧気密試験は、各メーカーの工場出荷時に実施済みである場合が一般的です。総合作動試験時に実施するとして、モジュール化されたものを一旦バラして、試験後に再度モジュール化する必要があり、非合理的です。よって、機器単体の耐圧気密試験は、各メーカーの出荷前に検査することとし、総合作動試験の実施は不要として頂くようお願い致します。	モジュール化されたものを一旦バラして実施するものではなく、モジュール単体での確認として耐圧気密試験を求めています。より明確にするよう修正します。
106	業務委託仕様書	59	別紙第6 2.(7)①換気風量チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 換気風量チェック</li> <li>代替案 (換気風量チェックは、総合作動試験ではなく、単体作動試験及び試運転で実施することに变更いただく)</li> </ul>	総合作動試験では、加熱燃焼炉及び排ガス工程設備等の主要な設備を統合しますが、テントは統合して実施する必要は無いかと思えます。弊社の場合、テントは欧州以外で調達することを検討しているため、総合作動試験のために欧州に輸出するのは合理的ではありません。そのため、換気設備の機器単体の風量についてはメーカーの工場出荷時に確認し、テントを立てて換気風量をチェックするのは、現地試運転での確認項目として頂きたく、お願い致します。	処理テントについては、高機動型に求める高耐久性、設置の容易性及び安全性を重視し、責任区分を明確にする観点からも「SDC1000 HM1」に含めた仕様としています。総合作動試験において、本設備を統合した状態での換気風量チェックは必要と判断しています。
107	業務委託仕様書	59	別紙第6 2.(8)「その他、内閣府が要求する試験」	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 その他、内閣府が要求する試験</li> <li>代替案 (具体的な試験項目を追記いただくか、追加する可能性のある試験物量を記載いただく)</li> </ul>	追加すると予想される試験の物量(期間等)を御提示願います。契約後に試験を追加した場合、製造者及び試験場所提供者から受託者に試験期間の延長に係る支払金額の追加を要求される可能性がありますので、入札前に把握しておく必要がございます。	総合作動試験の目的が達成されなかった場合に以下の試験の追加を想定しています。調達仕様書案記載の総合作動試験において作動確認、本設備の動作等の機能が確認できない場合の追加の試験。総合作動試験の際に、新たに確認する項目が生じた場合の試験。単体の作動試験、材料試験の書類確認において機能が確認できない場合に実施する試験。目的とする機能が確認できなかった場合に追加する試験であり、試験費用については製造者の負担とします。目的をより明確化するよう修正します。
108	業務委託仕様書	60	別紙第7 2.(1),②,ii)配管検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 耐圧気密検査</li> <li>代替案 (弊社意見を仕様書に反映いただく)</li> </ul>	耐圧検査はバンダーの工場にて確認の上出荷するため、処理場現地では気密試験のみ実施として頂けますでしょうか。	処理運転開始前に確認が必要であるため記載しています。調達仕様書案の記載どおりとします。
109	業務委託仕様書	60	別紙第7 2.(1),②,iv)塗装検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 塗装検査</li> <li>代替案 &lt;修正案&gt; iv) 塗装検査</li> <li>外観検査</li> </ul>	外観検査のみを実施するという理解で宜しいでしょうか。	御意見を踏まえ、塗装検査の項目を削除します。
110	業務委託仕様書	60	別紙第7 2.(1),②,vi)本設備の設置の完了確認項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 その他、内閣府が必要と認める試験</li> <li>代替案 (具体的な試験項目を追記いただくか、追加する可能性のある試験物量を記載いただく)</li> </ul>	追加すると予想される試験の物量(期間等)を御提示願います。契約後に試験を追加した場合、製造者から受託者に試験期間の延長に係る支払金額の追加を要求される可能性がありますので、入札前に把握しておく必要がございます。	P60 2(1)② i)~v)については、設置完了確認において内閣府として最低限確認する必要がある項目を記載しています。それ以外で受託者として必要と考える試験がある場合は、内閣府の承諾を得る必要があります。調達仕様書案の記載どおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
111	業務委託仕様書	61	別紙第7 2 実施内容 (2)輸送業務 ①輸送対象物	「すべての危険廃棄物」を削除願います。	中国国内での危険廃棄物の輸送は政府間事項と存じます。	最終的な二次処理における作業及びその後の除去業務で発生する残廃棄物を、受託者による輸送が可能状態にして整備保管基地又は次の処理場に輸送することを想定しています。 調達仕様書案の記載とおりとします。
112	業務委託仕様書	61	別紙第7 3.(2),(2),(M)本設備の設置の完了確認項目	・対象箇所 各試験計画 (2(1)③i)からx) ・代替案 <修正案> 各試験計画 (2(1)③i)からviii)	試験項目はviii)までしかございませんので、誤記かと存じます。	貴見のとおりです。 「iv)各試験計画 (2(1)③ i)からviii)」に修正します。
113	業務委託仕様書	62	別紙第7 4.(4)及び(5)留意事項	・対象箇所 設置・撤去完了後に設置した仮設資材等を撤去し、作業エリア等の場内の清掃を実施すること。 ・代替案 (重複部分の削除)	(4)と(5)は同内容となっています。	貴見のとおりです。 別紙第7 4(4)を削除します。
114	業務委託仕様書	63	別紙第8 2 実施内容 第一処理場において、処理対象物の模擬弾(模擬弾A及び模擬弾B) *及び廃棄物の模擬弾(模擬弾A及び模擬弾B) *及び廃棄物の模擬弾剤を使用して、別紙第1に定める要求性能事項を満たしていることを確認する。	「第一処理場において、処理対象物の模擬弾(模擬弾A及び模擬弾B) *及び廃棄物の模擬弾剤を使用して、別紙第1に定める要求性能事項のうち、当該模擬弾及び模擬弾剤に該当する要求性能を満たしていることを確認する。」と御修正いただければ幸いです。	模擬弾または模擬剤が全てを代表する事はできないと考えられます。	内閣府で支給する模擬弾や模擬材により確認できる範囲と考えています。仕様については、契約後別途協議とします。
115	業務委託仕様書	63	別紙第8 2実施内容	・対象箇所 (前略)別紙第1表1-2の2次処理能力に対応する1日あたりの2次処理が計画書に定めるタイムチャートどおりに実施できることを確認する。 ・代替案 (発注者支給の場合は記載いただく。また、模擬物の仕様を具体的に記載いただく)	二次処理の模擬物に関する記載がございませんが、発注者よりご支給頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、模擬物の仕様をご教示願います。	発注者より支給します。仕様については、契約後別途協議とします。 御意見を踏まえ、模擬弾と模擬材が内閣府の支給品であることを追記します。
116	業務委託仕様書	63	別紙第8 2.(2),(4)耐圧・耐久性	・対象箇所 耐圧・耐久性 ・代替案 (具体的な確認方法を記載いただく)	SDC1000-HM1の耐圧・耐久性の確認方法を御教示願います。	試運転による設備の耐圧・耐久性の確認方法は、製造者が作成する試運転マニュアルに基づき、受託者が試運転計画書及び要領書を作成し、その性能を確認します。 調達仕様書案の記載とおりとします。
117	業務委託仕様書	63	別紙第8 3.計画書及び要領書の作成	・対象箇所 受託者は、製造者が作成する試運転マニュアルに基づき、試運転計画書及び要領書を作成すること。  ※以降、別紙9以降の同様の記述も含めまとめて記載致します。 ・代替案 (当該項目を削除いただく)	受託者は、賃貸業務、委託業務について、その責において品質保証、品質管理を行う必要があります。 加えて、従事する要員の安全管理に関しても担保する必要があります。 従い、「製造者」が作成するマニュアル類は、計画書や要領書を作成する際に受託者の判断で参考資料として用いるものではありませんが、それらを作成する際に「基づく」ことが義務として課されることは受けかねます。 加えて、発注者と直接の契約関係にない「製造者」の文書が業務実施の前提として規定されるのであれば、発注者側にその内容および、その内容に基づいた行為によって生じた結果に関する責任を担保頂く必要がありますが、その趣旨の記述が見受けられません。 従い、当該記述を削除願います。	本契約は委託業務であり、製造者が作成するマニュアルに基づき受託者が試運転計画書及び要領書を作成し、試運転を実施することを求めています。 マニュアルについては本設備の一部であり、発注者が受託者に貸与するものです。また、マニュアルは、発注者と製造者との調整により作成されるものでありますが、作成にあたり受託者の技術的な提案を求めています。 なお、マニュアルに基づいていない状況による本設備の試運転を含む運転等業務によるトラブルについては、原則、受託者の責となり、製造者による機能保証の対象外となります。 調達仕様書案の記載とおりとします。
118	業務委託仕様書	64	別紙第8 4.(1)留意事項	・対象箇所 受託者は、工事完了後に設置した・・・ ・代替案 <修正案> 受託者は、試運転完了後に設置した…	「試運転完了後」の誤記かと存じます。	試運転に記載する項目ではないため削除します。
119	業務委託仕様書	68	別紙第9 2(1)処理対象物の受入、開梱及び検知作業 4(1)処理対象物の受入、開梱及び検知	左記の項目を削除	化学砲弾の受入・開梱・検知業務の安全性確保、特に太原に保管されている信管付砲弾の安全な作業の実施	P7 6(6)に本事業においては、別発注にて同業務を実施する際に求めている要件同等の砲弾の取り扱いに関する知識と経験を有する者を配置することとしており、従来通りの安全性を確保しています。 また、信管付砲弾については、1発ずつの取扱いを想定しており、受入、開梱及び検知作業の安全性を確保することとしています。 しかしながら、受入、開梱及び検知作業の実施の可否や処置方法などについては、受託者と発注者との協議によるものとしており、安全性が確保されることが前提となります。 明確にするよう修正します。
120	業務委託仕様書	68	別紙第9 4(1)処理対象物の受入、開梱及び検知	・対象箇所 ④検知により化学剤の漏えいが確認されたものについては、応急的安定化処置を実施せずに、密閉金属容器のまま処理すること。 ・代替案 (本業務を削除いただく)	以下理由により、当該業務は削除をお願い致します。 ・密閉金属容器から取り出した後に、化学剤が検知されることが想定されます。そのような場合の応急的安定化処置は、弊社としては致しかねます。 ・信管付き砲弾のうち、安定化処置の確実な実施が確認できない砲弾については、弊社の方針として取り扱い致しかねます。	調達仕様書案における受入、開梱及び検知作業においては、従来の応急的安定化処置を求めておりません。 また、懸念されております信管付き砲弾の安定化処置につきましては、発掘・回収時に確実に実施しております。 なお、運転要員が、処理対象物の受入、開梱及び検知作業を実施し、1日のオペレーションの中で対応できる体制としており、作業の有無によって要員数・要員費についての変更はないものとします。 調達仕様書案の記載とおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
121	業務委託仕様書	69	別紙第9 4(1)④	「検知により化学剤の漏えいが確認されたものについては、応急的安全化措置を実施せずに、密閉金属容器のまま処置すること。」と記載されていますが、他の方法を採用してもよろしいですか。	-	受託者が、受入、開梱及び検知作業を実施する場合について記載しています。御意見を踏まえ、密閉金属容器のまま処理する以外の方法についても可能となるよう修正します。ただし、安全性が確保されることが前提となります。
122	業務委託仕様書	69	別紙第9 5(2)①処理運転の記録と実績・結果の報告	・対象箇所 ①加熱燃焼炉内部の圧力及び温度 ・代替案 ①加熱燃焼炉内部の圧力及び温度	SDCの炉内温度は測定できないことを確認できていますので、「温度」の記述を削除願います。	加熱燃焼炉内部の温度変化が測定可能な設備となります。調達仕様書案の記載とおりとします。
123	業務委託仕様書	70	別紙第9 5,(2),③,iii)処理運転の記録と実績・結果の報告	・対象箇所 排ガスの排ガス圧力及び流量（流速） ・代替案 （具体的な計測箇所を記載いただく）	排気筒での値という理解で宜しいでしょうか。	設計段階において、発注者と製造者との調整により計測場所を設定します。調達仕様書案の記載とおりとします。
124	業務委託仕様書	72	別紙第10 4(2)活性炭の取扱	・対象箇所 2次処理済の活性炭については、他の廃棄物と区分して保管容器に収納すること。 ・代替案 <修正案> 2次処理済の活性炭については、他の廃棄物と区分して保管容器（内閣府支給）に収納すること。	当該保管容器については、発注者のご支給であることを仕様書に明記願います。	廃棄物容器（200ℓドラム缶等）は内閣府が支給します。明確にするよう修正します。
125	業務委託仕様書	74	別紙第11 4,(1),③汚染防護管理	・対象箇所 …事前に除去対象物の性状、化学剤及びヒ素汚染残留の程度を確認すること ・代替案 （仕様書で規定の考え方を補足いただく）	配管等の開放を行う前に「事前に」配管内部の汚染程度を確認するという意味でしょうか。配管内部の確認をするためには配管をバラす必要が有りますので、「事前に」実施することは非常に非効率です。もしそういう趣旨でない場合は、補足説明を追記頂きたいお願い致します。	「事前に」とは配管をばらすことではなく、運転等の各種データから事前に汚染の程度を推定することを求めています。調達仕様書案の記載とおりとします。
126	業務委託仕様書	74	別紙第11 4(2)③除去作業	・対象箇所 受託者は、…スミア法汚染検査、アウトガステスト法（ヘッドスペースモニタリング法）汚染検査などを実施し、… ・代替案 <修正案>受託者は、…スミア法汚染検査、アウトガステスト法（ヘッドスペースモニタリング法）汚染検査などを実施し、… なお、分析は中国側が実施する。	スミア法、アウトガステスト法（HSM法）の記載がありますが、今回の仕様書案では分析設備がありませんので、分析は中国側実施である旨を明記願います。	御意見を踏まえ、分析は中国側が実施することが明確になるよう修正します。
127	業務委託仕様書	75	別紙第11 4,(2),⑥除去作業	・対象箇所 …上記⑥と同様とする。 ・代替案 <修正案> …上記⑥と同様とする。	上記⑤の誤記かと思われますので、御確認願います。	貴見のとおりです。参照先の番号を修正します。
128	業務委託仕様書	75	別紙第11 5,(1),⑤完了報告	・対象箇所 なお、汚染検査の対象には、解体に伴う除去時のみ汚染検査が可能となる、以下の対象部分を含むものとする。 ①加熱燃焼炉 ・代替案 <修正案> 加熱燃焼炉を含むプロセス機器は外部に露出している部分のみの除去とし、内部の除去作業は、設備を日本に持ち帰る時点で実施する。	・「除去作業」とは、仕様書9(2)①iii)にて、処理運転及び二次処理の終了後に実施するものと定められています。そのため、当該規定は、処理終了の都度、加熱燃焼炉を解体して除去作業をするという理解致しましたが、相違ないでしょうか。 ・その場合、加熱燃焼炉は制御爆破炉と異なり、複雑な形状をしているため、場合によっては、全て分解して除去をする必要が出てきます。 よって、除去作業に多大な時間を要し、委託業務の期間の定めを遵守することができない可能性が有ります。 ・また、オフガス処理設備についても内部まで除去可能な設計とした場合、人の手が届くように設計する必要があるため、その分、機器本体が大きくなります。 特にサーマルオキシダイザは内面に耐火物を施工する必要があるため、その部分の除去作業が困難であり、処理場ごとに新規部品としなければならなりません。	処理運転及び二次処理の終了後の除去作業については、加熱燃焼炉の解体は必要はなく、原則として設備内部のヒ素の除去は想定していません。受託者は、製造者が作成する除去マニュアルに基づき、除去計画書及び要領書を作成し、本設備の除去作業を実施するものとします。明確にするよう修正します。
129	業務委託仕様書	75	別紙第11 5,(1),⑤完了報告	・対象箇所 最終的に数鉄板を解体・撤去後、砕石舗装地面に汚染が確認された場合、受託者の負担で必要な除去を行うこと。 ・代替案 <追記案> ①なお、本設備据付前の化学剤及びヒ素の汚染確認については内閣府にて実施し受託者に開示する。 ②…汚染が確認された場合で、且つ受託者の故意または重大な過失があった場合は、…	①ヒ素は自然界にも存在しますので、本設備据付前のヒ素の値と据付後のヒ素の値の両方を確認することは必須となります。据付実施前に砕石舗装地面に汚染がないことを及びヒ素の検出値を内閣府殿にてご確認頂き、受注者に開示願います。 ②仮に汚染があった場合でも、除去をおこなうこととなると見えない作業量が課されるリスクがあり、当該リスクを入札金額に反映させることは困難です。従い、受託者の故意または重大な過失があった場合のみに適用されることに変更願います。	①内閣府において確認します。 ②受託者には、適切な作業により化学剤の漏えい事故等を発生させないことを求めています。また事故等が発生した場合においては、迅速かつ適切な対応により被害を最小限とすることを求めています。 通常の運転等において汚染が確認された場合の原因については、受託者の瑕疵による可能性が高いと想定されます。受託者の瑕疵によらない場合は適用されないことを明確にするよう修正します。
130	業務委託仕様書	75	別紙第11 5,(2)完了報告	・対象箇所 汚染検査の対象及び地点の選定にあたり、上記(1)に基づき実施した汚染検査の記録を基に、…… ・代替案 <追記案> なお、第1処理場においては、実績がないことから、汚染検査の対象及び地点の選定は、予想に基づき設定すること。	第1処理場では、(1)に基づき実施した汚染検査の確認記録がありませんので、除染汚染確認の優先度は、予想に基づくものとしても宜しいでしょうか。	優先度は、予想に基づくものとして問題ありません。ただし、内閣府との協議により決定される事項であるため、明確にするよう修正します。なお、決定には日中の合意が必要となります。
131	業務委託仕様書	76	別紙第12 2(1)③	GB19060-2003の基準数値と異なっていますが、どちらを採用すべきですか。	-	御意見を踏まえ、基準値の表記が明確となるよう修正します。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
132	業務委託仕様書	76	別紙第12 2(1)③汚染コントロールモニタリング	・対象箇所 中国における日本遺棄化学兵器処理に係る基準値 「大気汚染物質排出基準（試行）GB19060-2003」 ホスゲン(CG) 15mg/m3 ・代替案 (誤記の場合は修正いただく)	ホスゲンはGB19060-2003の値は3mg/m3であり1/2なら1.5となるかと存じます。15は桁の誤記ではないかと存じます。	御意見を踏まえ、基準値の表記が明確となるよう修正します。
133	業務委託仕様書	77	別紙第12 2(1)⑤汚染コントロールモニタリング	・対象箇所 中国における日本遺棄化学兵器処理に係る基準値 「土壌汚染コントロール基準（試行）GB19062-2003」 ・代替案 (誤記の場合は修正いただく)	土壌汚染コントロール基準GB19062-2003とありますが、記載されている数値は「大気汚染物質排出基準（施行）GB19060-2003」の数値だと思われる（単位はmg/kgで正しい）ので、正しい値に修正願います。	御意見を踏まえ、基準値の表記が明確となるよう修正します。
134	業務委託仕様書	80	別紙第13 2 実施内容	保管基地の主要装備の御明記をお願い致します。	製造者の見積もり及び保守管理マニュアル作成に反映させます。	保守管理に必要な揚程機能、負圧機能、電源及びユーティリティについては内閣府の支給となります。対象外業務であることが明確となるよう修正します。
135	業務委託仕様書	80	別紙第13 2実施内容	・対象箇所 (1)…に防止すること。が作成する保守管理マニュアルに基づき… ・代替案 (誤記の場合は修正いただく)	文章の誤植があるかと存じますので内容のご確認をお願いいたします。	貴見と通りです。製造者が作成する保守管理マニュアルであることが明確となるよう修正します。なお、「保守管理マニュアル」は「保守管理関連図書」に変更します。
136	業務委託仕様書	80	別紙第13 4(1)汚染防護管理	・対象箇所 ④受託者は・・・、対象機器・設備及び周辺部の化学剤及びヒ素の汚染検査を実施し、汚染が検出された場合は、除去作業を実施すること。 ・代替案 (分析は中国側である旨記載いただく)	本設備には分析設備が含まれませんので、仕様書に規定されている「汚染検査」が実施できませんので、記載内容の見直しをお願い致します。	御意見を踏まえ、分析は中国側が実施することが明確になるよう修正します。
137	業務委託仕様書	81	別紙第13 4 留意事項 (3)レイアップ	①②「点検が不要」を「点検を最小限」にご修正願います。 ②「目視」を「通常点検」に御修正願います。	完全に「点検不要」状態には出来かねるものと拝察されます。	御意見を踏まえ、以下の内容が明確となるよう修正します。 ・レイアップ1種 6か月未満の休止期間の点検・整備が不要な処置を実施すること。 ・レイアップ2種 6か月以上の休止期間となる場合は、6か月目以降であっても整備が不要で、6か月目も含めた以降3か月の製造者による目視程度の点検による本設備の状況確認で本設備の状態を維持することが可能な処置を実施すること。 ・点検 目視程度の点検により、本設備の状況を確認する。定額（1回あたり2名で1日）として回数による精算対象とします。精算対象であることから、実施する前に受託者が監督職員の承諾を得る必要があります。ただし、目視点検については受託者の立会いは不要とします。
138	業務委託仕様書	81	別紙第13 4(2)オーバーホール	・対象箇所 本設備の製造者が派遣する専門家による本設備のオーバーホールを実施し、次の処理場における処理運転及び二次処理が瑕疵なく行えることを保証すること。 ・代替案 ①（オーバーホールは製造者では無く受託者が実施することに变更いただく） ②（「瑕疵なく」保証する）を削除いただく	①以下の理由により、次の処理場における処理運転及び二次処理が瑕疵なく行えることを保証することはできません。 ・オーバーホール後、次の処理実施まで長期間保存する可能性が有ることが想定されますため、経年劣化等による機能不全に対してまで製造者に保証させることが出来ません。 ・契約の当事者ではない本設備の製造者に保証をさせたとしても、契約上の効力を持たせることが出来ません。 ・製造者に保証させる具体的な保証項目が明確でないため、製造者と当社で契約予定の内容に盛り込むことが困難です。 ②また、上述にもありますが、オーバーホールを実施したからといって、いつ実施するか不確定な次の処理場で瑕疵なく運転するには、オーバーホールだけでなく、その後の点検整備が必要となります。	・P1182(2)ii)に記載とおり、オーバーホールは、次の処理場への「輸送直前」に実施します。 ・契約書上、本設備の瑕疵担保責任は受託者ではなく、製造者が負うものとします。 ・「SDC1000 HM1」については製造者により12年間の機能保証が担保されている設備です。 なお、製造者によるオーバーホールとレイアップの実施は機能保証の条件となっています。 明確にするよう修正します。
139	業務委託仕様書	81	別紙第13 4.(2)③オーバーホール	・対象箇所 …管理区域の設定及びテントや換気設備による対策を実施する。 ・代替案 (本項に記載の「テントや換気設備」の所掌について明記いただく。)	ここで規定されている「テントや換気設備」とは、整備保管基地の付帯設備であり、テント内は負圧管理され、その排気を活性炭フィルタに接続しているという理解でよろしいでしょうか。	保守管理に必要な揚程機能、負圧機能、電源及びユーティリティについては内閣府の支給となります。対象外業務であることが明確となるよう修正します。
140	業務委託仕様書	83	別紙第14 2 実施内容 (5)	削除をお願い致します。	中国国内での危険廃棄物の輸送は政府間事項と存じます。	最終的な二次処理における作業及びその後の除去業務で発生する残廃棄物を、受託者による輸送が可能な状態にして整備保管基地又は次の処理場に輸送することを想定しています。調達仕様書案の記載とおりとします。
141	業務委託仕様書	89	別紙第17 2その他の注意事項	・対象箇所 (1)スパンボンド、スミス手袋等の一部消耗品については、一日の使用量を規定する。規定数以上使用する場合は、規定数を越えた分の費用を受託者が負担すること。 ・代替案 (表3を参考に、受託者が必要な数量を定めることにしていただく)	スミス手袋・ニトリル手袋が1日1枚と規定されていますが、安全面、衛生面の観点で、実際の運用上は脱着の都度、新品に交換する必要があるものと考えます。記載の見直しを検討願います。	本事業は委託業務です。過去の実績等から安全面、衛生面、また、廃棄物の減量化を考慮し、必要な数量を精算対象として規定しています。貴社の都合により別途必要となる数量については、経費として計上するよう願います。調達仕様書案の記載とおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
142	業務委託仕様書	93	参考資料-1 参考資料-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 参考資料-1 試運転及び運転業務に必要な電力（暫定） 参考資料-2 試運転及び運転業務に必要なユーティリティの標準使用量</li> <li>代替案 (数値の位置付けについて補記いただく)</li> </ul>	<p>「最大」といった記載があるので仕様書の数量が上限であると読める一方、「暫定」や「標準使用量」という記載も有るので、表に記載の数値の取扱いが不明です。これらの数値の位置付けを補記願います。</p>	<p>電力及び主なユーティリティについては参考資料に記載されているスペック、数量により見込んでください。運転等の実施段階においては、設計で決定されるスペック、数量により準備していただくこととなります。精算対象となります。</p> <p>明確とするよう修正します。</p> <p>なお、購入等する際は事前に監督職員の承諾が必要であり、複数社（原則三社）からの見積りを取得し、可能な限り安価になる様に努めて下さい。</p>
143	業務委託仕様書	27 ～ 28	表-3 設計図書類一覧表	<p>本設備のリース業務に最低限必要な設計図書類に限定していただければ幸いです。</p>	<p>各書類の御提出理由を製造者も理解できておりませんので、製造者も納得できる範囲の書類に限定して頂ければ幸いです。</p>	<p>発注者として必要な設計図書を記載していますが、不要な図書が含まれていましたので、設計図書一覧表を修正します。</p>
144	添付資料	27	添付資料 1-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象箇所 処理対象物の保管形態</li> <li>代替案 (梱包に使用している各材料の重量を記載いただく)</li> </ul>	<p>保管に使用されている各種材料（梱包材や活性炭等）の重量が記載されていません。二次処理対象物（運転廃棄物）の算出に必要ですので追記願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、梱包材の資料を参考資料に追加します。</p> <p>保管に使用されている各種材料については、参考資料の数量により見込んでください。</p>

対象箇所（頁番号、項目等）：  
はじめに（意見招請の全般として）

意見及び理由：

本事業においては、移動式処理設備（以下本設備）としてダイナセーフ社の「SDC1000-HM1（以下 SDC）」が機種指定されており、また、本事業で発注者と直接の契約関係のない同社（グループ企業含む）を「製造者」として位置づけ、各種業務の実施をさせることとなっております。

また、上記以外にも、業務に従事する従事者の人数や実施期間が上限として定められております。

このように発注者側にて設備を指定する場合は、その設備が要求性能を満たせるものであること、その設備を製造業者が十分な品質をもって製作できることが発注者側の責によって担保される必要がありますが、それらを示す具体的な記述がありません。

加えて、装置の設置や運転、撤去の期間や人数等が仕様書にて規定される場合は、それらで実施可能なことを発注者側にて担保して頂く必要がありますが、実施可能である根拠や責任について具体的に示されておりません。

また、本仕様書では、発注者が直接の契約関係に無い「製造者」のスタッフを設計製造責任者として任じて業務を実施させることや、発注者と製造者が直接的に設計調整会議を実施すること、また、オーバーホール等の作業も製造者が実施すること等が規定されています。

上記のごとく、発注者によって機種、従事する業者、仕様、費用精算の算定の上限等を詳細かつ具体的に指定がなされている一方で、直接の契約関係にある受託者には、仕様書にて要求される設備の品質（要求性能の達成等）や、処理作業の役務品質（指定された装置、人数、期間、場所、ユーティリティ消費量等）保証することが求められています。

このように、発注者にて詳細な指定が行われている一方で、その結果に関しては受託者が一切のリスクをとって責任を負い、かつまた、契約についても請負契約ではなく委託契約という、委託者の承認が得られなければ実際に発生した費用であっても支払いを受けられない仕様や契約の枠組みは、受託者が、コントロール不能な内容について、リスクをすべて負いつつ、かつリスクプレミアムも価格に反映しがたいという極めて片務的な内容であるため、一般の日本の民間企業にとって、本事業に取り組むことが著しく困難なものになることが否めません。

（業務に従事する要員は外地で終日拘束されているにもかかわらず、業務費用の精算は半

日単位となっているなど、費用精算方式の点でも著しく受託者の負担が高いものとなっています)

上記、総論的に述べておりますが、受託者が賃貸業務、委託業務共に全責任を負って業務を遂行できる契約形態とするためにも以下項目等を中心に業務仕様の基本的な枠組みの再考をお願いいたします。

## 1. 機種指定

移動式処理設備は「SDC1000-HM1」を機種指定されていますが、当該機種がどのような技術仕様なのか、仕様書案では把握することができません。応札に際しては、品質保証や要求性能を担保することができるか検討できる技術仕様を開示頂く必要がございます。

## 2. 受託者とダイナセーフ社の位置付け

### ①本設備の製造者

本仕様書案では、本設備の製造者を「ダイナセーフ社またはその関連グループ」と定めています。しかし本設備には、SDC1000-HM1 だけでなくユーティリティ設備、化学剤連続モニタリング設備、テント、換気設備が含まれており（別紙第1）、これらはダイナセーフ社以外が設計・製作致します。また、SDC1000-HM1 についても、弊社が設計や製作にかんしては品質保証を行うことになるため、「本設備の製造者」の定義を変更願います。

### ②設計製作責任者

本仕様書案では「設計製作責任者は本設備の製造者とする」と記載されています。しかし、賃貸業務及び委託業務の品質保証を受託者が負っていること（10(1)項）、及び要求性能を受託者が満たさなければならないことから、設計製作責任者は受託者にて選任する以外、通常は考えられません。

また、本設備の製造者及び製造者が派遣する要員は、内閣府殿と直接の契約関係が有りませんので、品質を担保する責任を有していません。一方、受託者にとっても、製造者の要員配置は要求仕様事項ですので、当該企業の要員の品質担保まで責任を負うことはできません。

したがって、設計製作責任者は受託者から選任する、という規定に修正願います。

### ③保守管理

保守管理業務は「リース開始後 12 年間の機能保証を担保するため、本設備の製造者が実施すること」と規定されています（7(2)② i）項）。しかし、賃貸業務及び委託業務の品質保証の責任を負っているのは受託者ですので、委託業務である保守管理業務の実施者は、第三者の製造者ではなく受託者であるべきです。

もし、製造者が実施することをもって機能保証が担保されたと見做され、受託者が免責となるという趣旨での記述であれば、そのように明記頂く必要が有ります。しかしこの場合



でも、発注者と直接契約関係のない製造者は、発注者に対して品質保証責任を負っていませんので、結局のところ受託者が元請企業として責任を負うことになります。

したがって、保守管理業務から、製造者が実施する旨の規定を削除願います。

### 3. 委託業務の配置要員数・要員構成の指定及び日数指定

①本仕様書案では、委託業務における配置要員数及び要員構成が定められています（7（6）項）。もし、当該人数と要員構成にて業務が実施できない場合や、業務期間内に業務を終えられない場合、契約不履行になる恐れがあるだけでなく、上限付実績精算の仕組み上、受託者が追加費用を負担せざるを得ません。

一方、仕様書案では、機器構成、ユニット重量など現地工事計画を検討する情報が十分では有りませんので、指定の日数で実施可能か判断することができません。

②また、配置要員数及び要員構成だけでなく、本設備及び付属施設の設置期間は15日、撤去期間は10日を上限と定められています（9(2)①i）。また、保守管理業務では、オーバーホールは10日間、レイアッパは7日間と10日間、と定められています（9(2)②）。このような規定が有ると、もし既定の日数で終わることが出来ない場合は受託者の責になり、増日分は受託者の費用負担になるとの認識です。

一方、仕様書案では、オーバーホール及びレイアッパの定義、目的、機器構成など、所要日数を検討する情報が十分では有りませんので、指定の日数で実施可能か判断することができません。

以上のことから、委託業務の配置要員数、要員構成、日数の規定は、受託者にとって過大な負担となりますので、これらの規定を削除頂くか、参考値に変更願います。

### 4. 機能保証

保守管理業務は、リース開始後12年間の機能保証を担保するために本設備の製造者が実施するよう定められています。一方で、オーバーホールの目的は、機能保証ではなく、瑕疵担保である旨の記載がございます。加えて、耐用年数の定めも有ることから、機能保証、耐用年数、オーバーホール、レイアッパについて、それぞれの定義をご教示願います。

また、12年間の機能保証に含めるべき予備品・消耗品と、2年間（2回）のオーバーホールに含めるべき予備品・消耗品の区分に関する記載がございません。当該記載が無いと、入札金額を設定できないだけでなく、原契約終了後の再リース契約で、追加購入の物品について甲乙で認識の相違が生じてしまいますので、それぞれの予備品・消耗品リストを掲示願います。

<ご参考；関連する記述>

・8(1)②ii) 機能保証期間は12年とする。

- ・ 8(2)② i) 保守管理業務は、リース開始後 12 年間の機能保証を担保するため、本設備の製造者が実施すること。
- ・ 9(1)② ii) 機能保証をするために必要な整備（検査及び予備品等の準備を含む）は、本設備の運転等業務以外の期間とする。また、受託者は、本設備の機能保証の期間中は、製造者の責において専門部品を確保できるようにすること。
- ・ 9(2)② i) 整備保管基地においてオーバーホールを以下の日数で実施すること。また必要な予備品を準備すること。
- ・ 9(2)② ii) なお、機能保証に係る整備が必要な場合は、基本的にオーバーホールに合わせて実施するものとするが、この実施期間には含まれないものとする。
- ・ 別紙第 1 5(1)本設備の機能保証期間が 12 年であることから、耐用年数 12 年以上を保証すること。
- ・ 別紙第 13 iv (2)①受託者は、整備保管基地において、本設備の製造者が派遣する専門家による本設備のオーバーホールを実施し、次の処理場における処理運転及び二次処理運転が瑕疵なく行えることを保証させること。

#### 代替案

（上記意見を仕様書に反映いただく）

はじめに「意見及び理由」に対する回答

まず、本件は業務委託契約に賃貸契約（リース契約）が含まれた、複合契約であることを理解頂く必要があります。それぞれの契約について、これを前提に受託者側に求めている事項について、回答させていただきます。

○発注者と製造者の関係

・三者間の取引

一般的なリース契約の場合、取引全体としては、ユーザー（発注者）、リース会社（受託者）、サプライヤー（製造者）の三者が関与することになります。そのリース契約において、リース物件の性能等に瑕疵があり、物品（物件）の使用ができなくなった場合については、物件借受証の受領後はリース会社はその責任を負わなくてもよいことになっています。また、ユーザーは、物件借受証の交付後は、当該瑕疵等を理由としてリース会社に損害賠償を請求することはできません。このように、リース契約においては、物品（物件）の瑕疵等について、リース会社はユーザーに対して瑕疵担保責任を負わない旨の規定が設けられています。したがって、ユーザーは、原則として、サプライヤーに損害賠償責任を追及することとなります。

そのため、ユーザーとリース会社とのリース契約、リース会社とサプライヤーとの売買契約は、個別の契約ですが、リース物件の引渡し、瑕疵担保責任、請求権などに関する条項は密接に関係しています。

本件におけるリース会社とサプライヤーとの売買契約も単純な購入とはならず、当該リース契約を前提とした条項としていただく必要があります。サプライヤーは第三者やサブコンではなく、サプライヤー（製造者）にメンテナンス（保守管理）を求めていることから、重要なプレイヤーとの位置づけとなり得ます。

このことから、業務委託仕様書（案）上、賃貸業務及び委託業務の中でサプライヤー（製造者）に求めている業務は、受託者と製造者との売買契約の中で明確にして頂く必要がある事項を記載しており、その様な条項を付した売買契約を求めています。

○実施人数、実施期間の設定について

実施人数や実施期間については、本設備の性能となります。受託者には廃棄処理能力などと同等に運転等業務において、その性能等を満たすことを求めています。特に実施人数については受託者側により要員の安全性が確保できないなどの判断がある場合についてはこの限りではありません。最終的には協議より決定することとなります。

が、受託者側の責任において要員の安全性を確保するよう計画して下さい。なお、実施期間については本設備の性能を満たすことを求めます。

#### ○要求性能

業務委託仕様書(案)における本設備の技術仕様は本設備に対する要求性能ではなく、本設備が満たしている基本的な性能等(スペック)を記載しています。受託者には、この本設備の性能等が満たされるよう運転等業務を実施頂くことが主たる委託業務内容であり、これが受託者側に求める要求性能となります。

本設備の性能等については製造者が責任を負うものであり、本設備の瑕疵による運転等業務の遅延等は受託者側の責とはなりません。なお、本設備を製造者が十分な品質をもって製作できることについて、発注者側が担保すべき責はないものと考えますが、国家プロジェクトたる事業全体の責任は当然ながら発注者である内閣府が負うものとなります。

#### ○受託者が負うべき品質保証

製造者が負うべき本設備の品質保証を除き、賃貸業務及び委託業務の品質保証は受託者側に求められます。「処理作業の役務品質」もこの一つとなりますが、指定された装置、人数、期間、ユーティリティ消費量等の本設備の性能等は製造者が負うものとなります。ただし、受託者側がマニュアル通りの運転等を実施しなかったなどによって、この性能等が満たされなかった場合はこの限りではありません。また、実施する場所(処理場)の選定などについては発注者が負うべき責任となります。

#### ○委託業務について

本件は業務委託契約であり、契約条件であります。

委託業務とは、発注者が受託者に委託した業務を実施頂くものであり、委託内容に基づき必要となる経費は発注者側で全て負うこととなります。

なお、使用される物品については、全て発注者側からの支給品又は貸与品であり、発注者側の委託を受けて受託者側に購入等頂き支給若しくは貸与するものもあります。

国費を充当している事業であることから、受託者は経費削減に努める必要があり、購入に際しては複数社から見積もりをとるなど発注者側の承認を得る必要があります。正当な手順等によって発生した費用について支払いを受けられないことはありません。

なお、全て支給品又は貸与品でありますので、発注者側の委託を受けずに発注することは認められず、また、支給品又は貸与品の管理を怠り、承諾を得ずに廃棄した場合などは弁済頂く可能性があります。

#### ○半日単位の精算について

休日等の勤務が必要となった場合においては、十分な休息を得るためにも、半日で実施可能なものについては半日で精算することで、残りの半日は休暇に当てることを可能とし、事業の安定かつ安全な運用のためにも1日中の拘束を避けることを可能としたものです。

また、委託業務範囲外であっても、当該事業を実施する為に必要と考えられる事項については、経費にて見込むなど受託者側で判断して下さい。

## 1. 機種指定

### ○リース物件の選定

一般的にファイナンス・リースでは、ユーザー（借借人）が選択・決定した物件をリース会社（貸貸人）がユーザー指定のサプライヤー（販売会社）から取得して、それを契約の対象としています。

「SDC1000-HM1」の技術仕様については、業務委託仕様書（案）別紙第1（P31～）に記載の通りとなります。

委託業務における運転等業務を実施するにあたり、より詳細な技術仕様を確認する必要がある場合は、製造元であるダイナセーフ社にお問い合わせ下さい。

なお、本設備の技術仕様では「SDC1000-HM1」の性能等を記載しており、受託者は内閣府が貸与した当該設備を用いて、運転等業務において、この性能等を満たすよう業務を実施することを求めています。

また、賃貸業務はリース契約であることを理解頂く必要があります。ここでいう受託者とはリース会社であり、製造者（サプライヤー）ではありません。一般的なリース契約と同様、製造者の責任である「設計・製造」や「本設備の性能等」について、基本的（※）に受託者が責任を負うことはありません。

しかしながら本契約の特性として、賃貸業務の実施者である受託者からリースした設備を委託業務の実施者である受託者に貸与し、運転等業務を実施頂くという、特殊な複合契約となっていることが挙げられます。

このような複合契約とする理由の一つとして、受託者として、また、運転等業務を実施する者として円滑な業務遂行のため、製造者の実施する「設計・製造」及び「保守管理」に関与する体制を契約上、求めています（7(3)②P4、10(1)⑤P22）。

賃貸業務の品質保証（10(1)①P22）とは、この様な受託者が実施すべき業務の品質を求めているものであり、「設計・製造」や「本設備の性能等」についての品質保証は製造者に求めています。

※ 基本的とは、マニュアル通りの運転や日常点検整備を実施しなかった場合、承諾を得ず設備を改造した場合、瑕疵を知っていて告げないなど、受託者の責任によって機能保証が得られなくなった場合などを示します。

## 2. 受託者とダイナセーフ社の位置付け

### ①本設備の製造者

化学剤連続モニタリング設備及び処理テントについても「SDC1000-HM1」の構成設備としております。よって、これらの構成設備についても設備設計に反映し、構成設

備の設置や設置期間なども含めた総合的な設計や製作が必要となり、それらを含めたパッケージ品としての製造者は、ダイナセーフ社となります。

また、リース契約であり、賃貸人である受託者が本設備の瑕疵担保責任を負わない契約となっておりますので、設計や製作等、製造者が実施する業務に関しての品質保証を受託者に求める契約ではありません。

なお、従来、移動式処理事業においてリース契約としている理由の一つとして、本事業は海外における国家プロジェクトであること、我が国の責任の明確化、安全面や環境面等を勘案して、国が処理設備を調達する方法を採用しているものです。

本設備については、既に国（ユーザー）が製造者（サプライヤー）と調整を実施し、日中協議を踏まえ、あらゆる面において国や中国側の要求を満たせる設備とし、その設備を型番指定しており、受託者はこれを購入し、リース頂き、また、国から貸与された本設備等を用いて運転等業務を実施することを求めた契約となります。

## ②設計製作責任者

受託者が負うべき、賃貸業務及び委託業務についての品質保証（10(1)①P22）は、あくまで受託者が実施すべき業務についてであり、製造者が実施する設計や製作に関する品質保証を受託者に求めるというものではありません。設計製作責任者については、製造者において本設備を設計製作する責任者を設計製作責任者として指定することとしており、設計製作段階における製造者側の責任を明確化するとともに、管理や調整等の業務の円滑化を目的としております。

賃貸業務はリース契約であり、発注者（ユーザー）と製造者（サプライヤー）は直接の契約関係にはありませんが、「三者間の取引」であり、設備の選択・決定は発注者が自らの責任において実施するものであることから、設計製作段階に係る主体的な調整についても機種選定段階と同様に、ユーザーとサプライヤーが直接的に調整を実施します。

また、運転等業務の実施者である受託者（技術管理者）には、本設備の設計製作に関与することを求めている（7(5)⑤P6）ところであり、委託業務として運転等業務の実施者たる受託者に、安全かつ安定的な処理運転等のため、本設備の設計製作に関して意見や助言などが可能な体制を構築しており、発注者としてもその様な対応を積極的に求めています。

しかしながら、受託者と製造者の責任を明確にする意味においても、また、発注者の意図（日中合意事項）と異なる設備となることを避けるためにも、受託者が直接的に製造者と設備設計等に関する調整を実施することを認めていません。

### ③保守管理

保守管理業務は、本設備の12年間の機能保証（メーカー保証）を担保するために製造者が実体的に実施する必要があるという条件が製造者側から示されているところであり、正に本設備の性能等の責任を負うべき製造者が自ら責任を持ち実施するという体制を発注者としても求めており、契約条件としています。

この設備の品質保証は当然ながら製造者が負うものであり、契約書に記載のとおり、本設備の性能等が満たされない場合は設備の瑕疵として製造者が責任を負うこととなります。製造者が何らかの事由により機能保証を担保できなくなった場合においても、受託者がこれらの保証責任を負うことはありません。

また、受託者（保守管理責任者）には、委託内容として運転等業務の実施者の立場から保守管理業務にも関与（7(5)⑤P6）することを求めているところ。円滑な処理運転実施のためにも、保守管理業務の適切な管理を求めています。

なお、仮にご意見の通り、設備のリースと設備を使用した運転等業務を求めている本契約において、本来、製造者が負うべき設備に対する瑕疵担保責任まで受託者に負わせるような契約とした場合、設備の瑕疵について責任を負うことができず、入札に参加できない業者が出てくる可能性があり、入札における競争性が担保できないおそれがあることから、発注者として設備の瑕疵担保責任までを受託者に求めることは適当でないと判断しています。

### 3. 委託業務の配置要員数・要員構成の指定及び日数指定

① 委託業務における配置要員については、これまでの実績及び新たに日中合意した作業区分、作業性、安全性、発注者側が求める条件、また、本設備の性能（人員数）を基に、従来のSDCにおける海外、ハルバ嶺等の様々なプロジェクトにおける人員体制以上の体制を構築しており、契約条件として発注者側が求めているものです。

この他、受託者の責任において、安全面や運用上などを考慮し配置する必要があると判断する要員等がある場合は、別途経費計上頂く必要がありますが、過剰な人員体制は危険性を高めるばかりでなく、他業務との関連や運用上の問題を生じる可能性もあることを念頭に十分に配慮頂く必要があるため、発注者側との協議により決定することとなります。

② 設置・撤去、オーバーホール及びレイアップの実施期間は製造者側が示している本設備の性能であり、廃棄処理能力等と同様に運転等業務としてそれらの設備の性能を満たすよう受託者に求めているものです。運転等業務の実施にあたり、より詳細な技術仕様等を確認する必要がある場合は、製造元であるダイナセーフ社にお問い合わせ下さい。



#### 4. 機能保証

機能保証は、製造者に求められる要件であります。機能保証とは本設備の性能（技術仕様の値や設計値等）及び本設備を構成する全ての機器の材料の健全性、動作、機能等を保証することであり、本設備に関しては製造者によって 12 年間、この性能等が満たされることを条件としております。仮に設備側の瑕疵等により性能等が満たされない場合（運転等実施者の運用上の瑕疵や天災などは含まれない。）は、製造者が自らの責任（経費負担）によって設備の性能等を担保することとなり、本設備の機能保証に係る責任や費用等を基本的に受託者が負うことはありません。

また、オーバーホールとは、次の処理場における処理運転業務等の円滑な実施を担保することを目的として製造者が実施する本設備の総合点検整備であり、レイアップとは休止期間において整備等が不要な状態とすることを目的として製造者が実施する本設備への措置であります。

なお、オーバーホールやレイアップに必要となる予備品・消耗品等についても、製造者側が準備するものであり、人件費、交通費、宿泊費等の必要となる全ての経費が、1 回毎の定額の内訳として計上される条件となっております。

そのため、業務委託仕様書（案）の条件により「SDC1000-HM1」及び 1 回あたりのオーバーホールやレイアップの経費見積りをダイナセーフ社から取得頂くことは可能となります。

なお、これらについては基本的な考え方を示しているものであり、受託者が製造者である場合などはこの限りではありません。